

肥後国西安寺五輪塔群

平成一九年 熊本県玉東町教育委員会



『肥後国西安寺五輪塔群』正誤表

正誤箇所	誤	正
25頁下段 7行目	為臨生極樂	為臨終生極樂
25頁下段 10行目	八月彼岸立	八月彼岸之
51頁下段 系図中	頼家	頼宗
60頁上段 2行目	為臨生極樂	為臨終生極樂
60頁上段 3行目	八月彼岸日	八月彼岸之
68頁上段 20行目	嫡 坂井三郎頼房	嫡 板井三郎頼房

はじめに

熊本県玉名郡玉東町は県の北西部に位置し、多くの文化財があり、長い月日の歴史と文化を今に伝えています。それらのなかで最も著名なものに「西安寺五輪塔群」があります。

この五輪塔群を中心とする西安寺については、昭和三八年八月、田邊哲夫氏を調査委員長とする「西安寺の調査」として総合調査が行われ、その成果は、昭和四二年三月に、『熊本県文化財調査報告第八集』にまとめられ、それに基づき昭和四七年、「西安寺の五輪塔群付板碑群等」として熊本県の重要文化財に指定されました。その後、平成七年には、多くの方々の協力により、新たな遺跡や古文書の発見調査をふまえた『玉東町史』が完成し、太古以来の本町の歴史がよみがえりました。

しかし、なおこの五輪塔群の歴史的 position は不明確のまま残されました。そこで、今回あらためてその謎の解明に取り組むことにし、朽津信明・工藤敬一・狭川真一・前川清一の各氏にそれぞれ専門的見地からの調査研究を委嘱しました。本書はその研究成果をまとめたものです。これにより西安寺五輪塔群の歴史的 position は、かなり明確になったと思われれます。本書は玉東町の歴史を知る貴重な財産となり、五輪塔群をはじめ本町の文化財の保存・整備の基礎資料となるでしょう。

調査研究執筆に当られました先生方、および本書刊行にご尽力いただきました関係各位に心から御礼申し上げます。これを機に町民の皆様はもとより、多くの方々が本町の歴史的文化的遺産の保全・整備・活用に一段の関心を寄せていただくようお願い申し上げます。

平成一九年三月

玉東町教育委員会

はじめに 1

もくじ 2

凡例 4

I 現況編 5

一 西安寺五輪塔群の位置 6

・玉東町全図 7

・西安寺五輪塔群とその周辺(航空写真) 8

・西安寺五輪塔群周辺の字図 8

二 西安寺五輪塔群の現状 9

・一号塔 嘉元二年(一三〇四) 10

・二号塔 正嘉元年(一二五七) 11

・三号塔 正応元年(一二八八) 12

・四号塔 文仲二年(一三七三) 13

・五号塔(無銘) 13

・六号塔 嘉元二年(一三〇四) 13

・西安寺五輪塔群とその周辺図 14

II 研究編

- 一 西安寺五輪塔群の建立時期について……………前川清一 15
- 二 西安寺五輪塔群の形態的位置……………狭川真一 28
- 三 石材の硬さから見た西安寺五輪塔群の評価……………朽津信明 39
- 四 西安寺の建造物遺構について……………前川清一 43
- 五 文献から見た山北相良氏について……………工藤敬一 48

III 資史料編

- 一 山北相良氏関連文書……………62
- 二 国指定重要文化財の五輪塔一覧……………69
- 三 西安寺および山北相良氏略年表……………70

IV 編集後記

- 協力者一覧……………72

凡例

- 一、本書は、玉東町教育委員会が西安寺五輪塔群の今後の保全整備活用を図るために作成するものである。
- 二、「Ⅰ 現況編」を前川清一が執筆・編集、五輪塔実測図を狭川真一が作成、周辺の地形実測図を町教育委員会で委託作成した。航空写真・管内図は玉東町で作成したものをベースに前川清一・清田祐幸が編集した。「Ⅱ 研究編」は前川清一・狭川真一・朽津信明・工藤敬一が執筆、「Ⅲ 資料編」の文書・年表は工藤敬一、国指定重要文化財（建造物）五輪塔一覧は前川清一が作成した。
- 三、使用した図版は、特記のないものについては、各執筆者が作成した。
- 四、敬称は略させていただいた。
- 五、五輪塔の銘文や古文書については、原則として原文のままとしたが、常用漢字を用いたところもある。
- 六、五輪塔の銘文の積文については、前川清一が平成一九年三月三日・一日に拓本採択し、さらに終日現地で光線の具合を見ながら最終確認を行って作成した。本書の積文が定本となることを期待している。

※表紙は、西安寺五輪塔群の正嘉元年の五輪塔（二号塔）である。

裏表紙は、西安寺五輪塔群を南西方向から撮影したもので、左側から嘉元二年の五輪塔（一号塔）、正嘉元年の五輪塔（二号塔）、正応元年の五輪塔（三号塔）である。また、奥に見えるのは白山宮の本殿と拝殿である。何れも前川清一が撮影した。

I
現
況
編

一 西安寺五輪塔群の位置

西安寺五輪塔群は、熊本県玉名郡玉東町西安寺白山宮の境内にある。

また、熊本平野と玉名平野を隔てる金峰山系の一つで、最も北側に位置する三ノ岳の麓の緩やかな丘陵が、西安寺川により解析された谷間の奥まったところに白山宮がある。

また、西安寺五輪塔群は、玉東町を東西に横切る鹿児島本線の木葉駅から、ほぼ南方に四キロメートルほど行つたところに位置する。

西安寺の東方には、平安後期から栄えた円台寺があり、天台修験の道場として栄えていた。

西方へ六キロメートルほど行つた所には伊倉がある。当時ここを菊池川が流れていて、海外との交易が行なわれるなど、港として栄えたところである。

当時は宇佐八幡宮領であり台密寺院として報恩寺があつた。このように、多くの寺院が天台系であるのに対して、西安寺は東密の寺院としてこの地に楔のごとく、真言宗に基づく仏教文化の華を咲かせている。

ところで、西安寺五輪塔群は、今日の字名となつた中世寺院西安寺跡（白山宮境内）にある。この白山宮の社殿から西南方向に五〇メートルほど入つたところに、三方を孟宗の竹林に囲まれた中に位置している。

なお、白山宮の周辺を見渡すと、北方二〇〇メートル程離れた所に「古宮」、白山宮前の道路を挟んだ東側に「寺山」の字名が見られる。この寺山には、室町時代の五輪塔の残欠などが見られる。

「宮の元」との境界を為す道路沿いの「寺山」には古い湧水の井戸がある。その傍らには、「阿弥陀堂」があり、およそ一キロメートルほど離れた西方の「八郎丸」から戦後に移設されたものである。



寺山から白山宮を望む



白山宮（左：本殿 右：拝殿）



右側より一号～六号塔



白山宮より寺山を望む（右：阿弥陀堂）

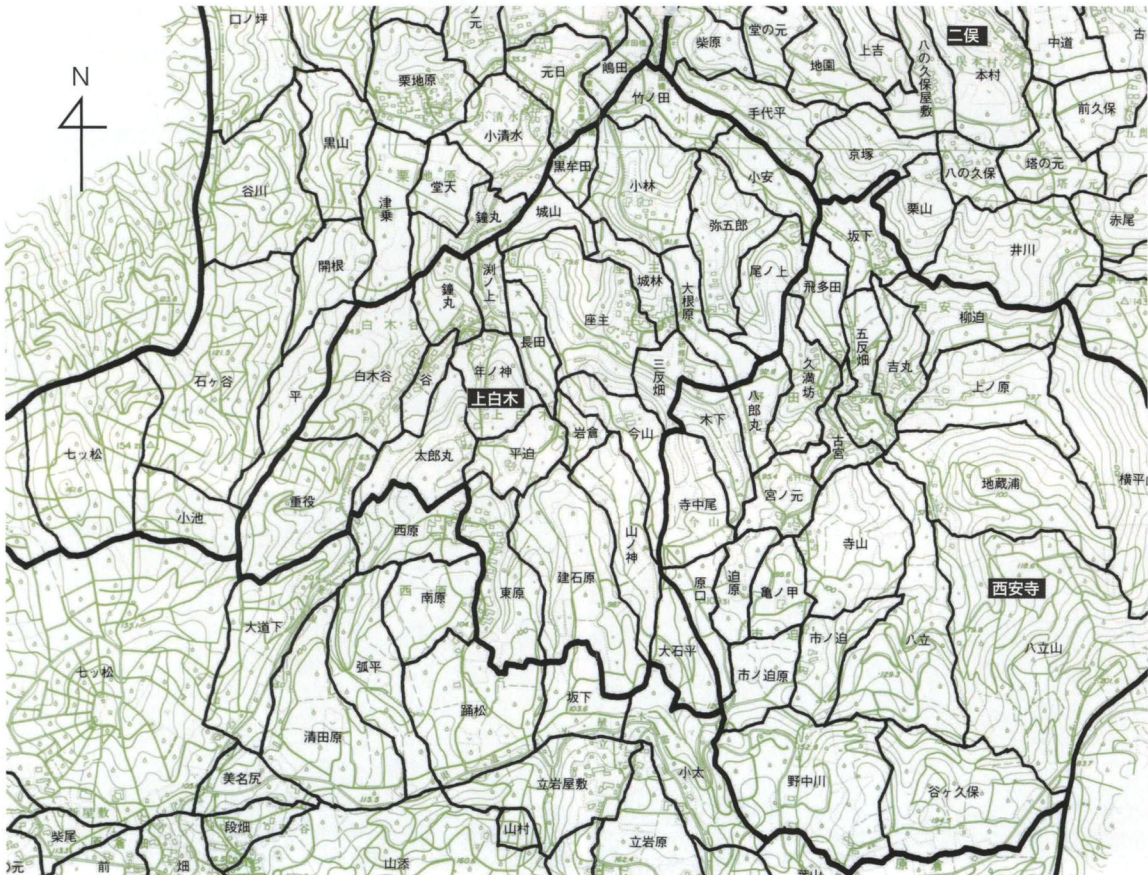
熊本県 玉名郡
玉東町全図



- ① 稲佐廃寺
- ② 世尊寺跡
- ③ 山北八幡宮
- ④ 寺山石塔群 I・II
- ⑤ 白山宮
- ⑥ 西安寺跡
- ⑦ 西安寺五輪塔群



西安寺五輪塔群とその周辺 (航空写真)



西安寺五輪塔群周辺の字図

二 西安寺五輪塔群の現状

孟宗林に三方を囲まれるようにして、西安寺五輪塔群を安置する石の基壇がある。これらの基壇の周囲を人が拝む通路の幅を残してセメント製のブロックが囲んでいる。

西安寺五輪塔群は、南北に細長く造られた石の基壇に、北側から一号塔（嘉元二年銘）、二号塔（正嘉元年銘）、三号塔（正応元年銘）、四号塔（文仲二年銘）、五号塔（無銘）、六号塔（嘉元二年銘）の順に並ぶ。

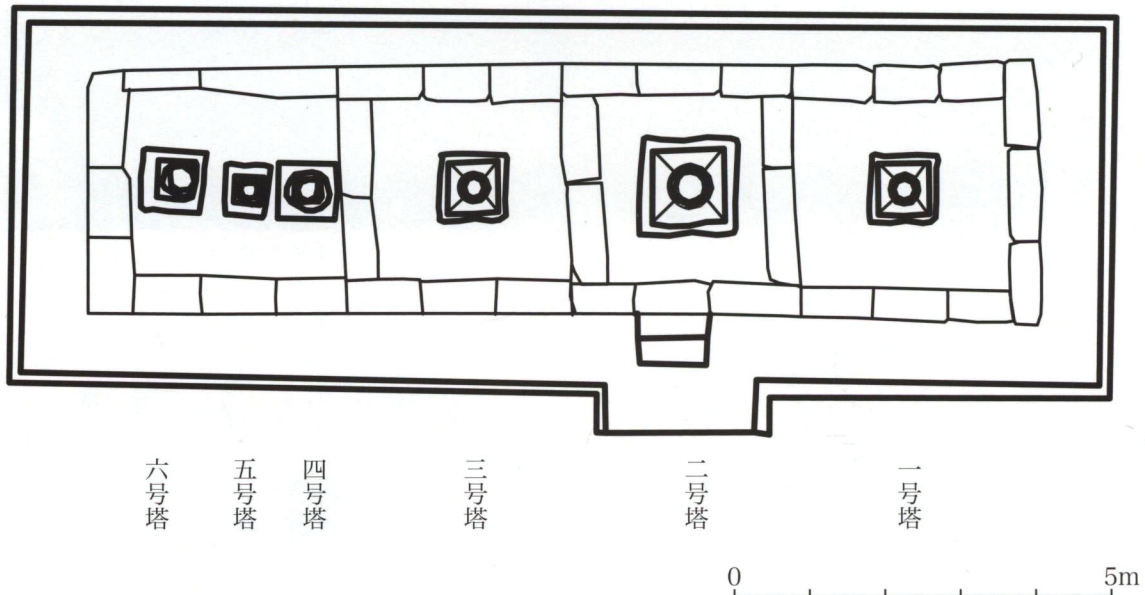
なお、一号塔・二号塔・三号塔の基壇は、他の基壇よりも一段高く造られている。

さらに、基壇の上にもう一段高い方形の基壇が作られ、その上に二号塔が安置され、五輪群のなかで最も威厳を持たせる工夫が図られている。

また、基壇上には、玉石が敷かれている。一号塔から六号塔の五輪塔は、この玉石の上に据えられている。

五輪塔の材質は、阿蘇熔結凝灰岩で造られている。雨曝しの下での保存状況は、良好に見えるが、注意してみると傷みが進んでいる。全体的には、石材表面の剥離が随所に見られる。また、三号塔の地輪下部には一部銘文の剥落があり、今後の検討課題である。

ところで、銘文の刻まれた方向は、一号塔の東面（涅槃門）、二・三・四・六号塔が西面（菩提門）に刻んでいる。本来、銘文は人が拝む方向に刻むものであり、基壇が整備された時期を含め、現在のような景観を形成した時期や五輪塔等の当初の位置については、今後の調査研究に俟ちたい。



西安寺五輪塔群の配置図

嘉元二(一三〇四)年五輪塔(一号塔)



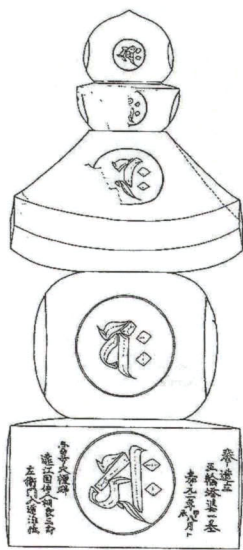
南東方向より撮影



北面



北面地輪



一号塔実測図 (1/24)



【一号塔】
 奉造立
 五輪塔婆一基
 嘉元二年甲辰八月日
 當寺大檀那
 遠江国住人相良三郎
 左衛門入道浄位

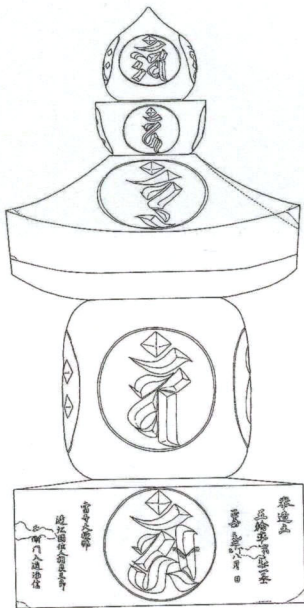


北東方向より撮影



東面

正嘉元(一二五七)年五輪塔(二号塔)



二号塔実測図 (1/30)



西面地輪

當寺大檀那
遠江国住人相良五郎
左衛門入道浄信



正嘉元年丁巳八月日

五輪率都婆一基

奉造立

【二号塔】

正応元（一二八八）年五輪塔（三号塔）



南東方向より撮影



西面



西面地輪

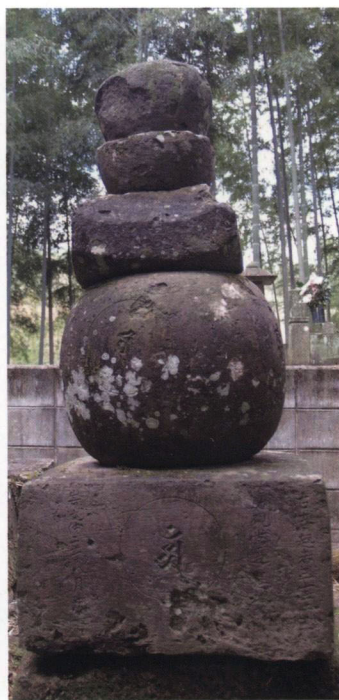


三号塔実測図 (1/22)

【三号塔】
 奉造立
 五輪率都婆一基
 正應元年 歲次 戊子 七月 日
 當寺大檀那
 遠江国住人相良三良
 左衛門入道浄□



文中二(一三七三)年五輪塔(四号塔)



西面

無銘五輪塔(五号塔)



西面

嘉元二(一三〇四)年五輪塔(六号塔)



南面

【四号塔】

右意趣者三寶

沙弥

為現當之□地子

安念



【五号塔】

皆文仲二年关八月中二日

(銘なし)

【六号塔】

洛陽六波羅住

諸正三郎左衛門

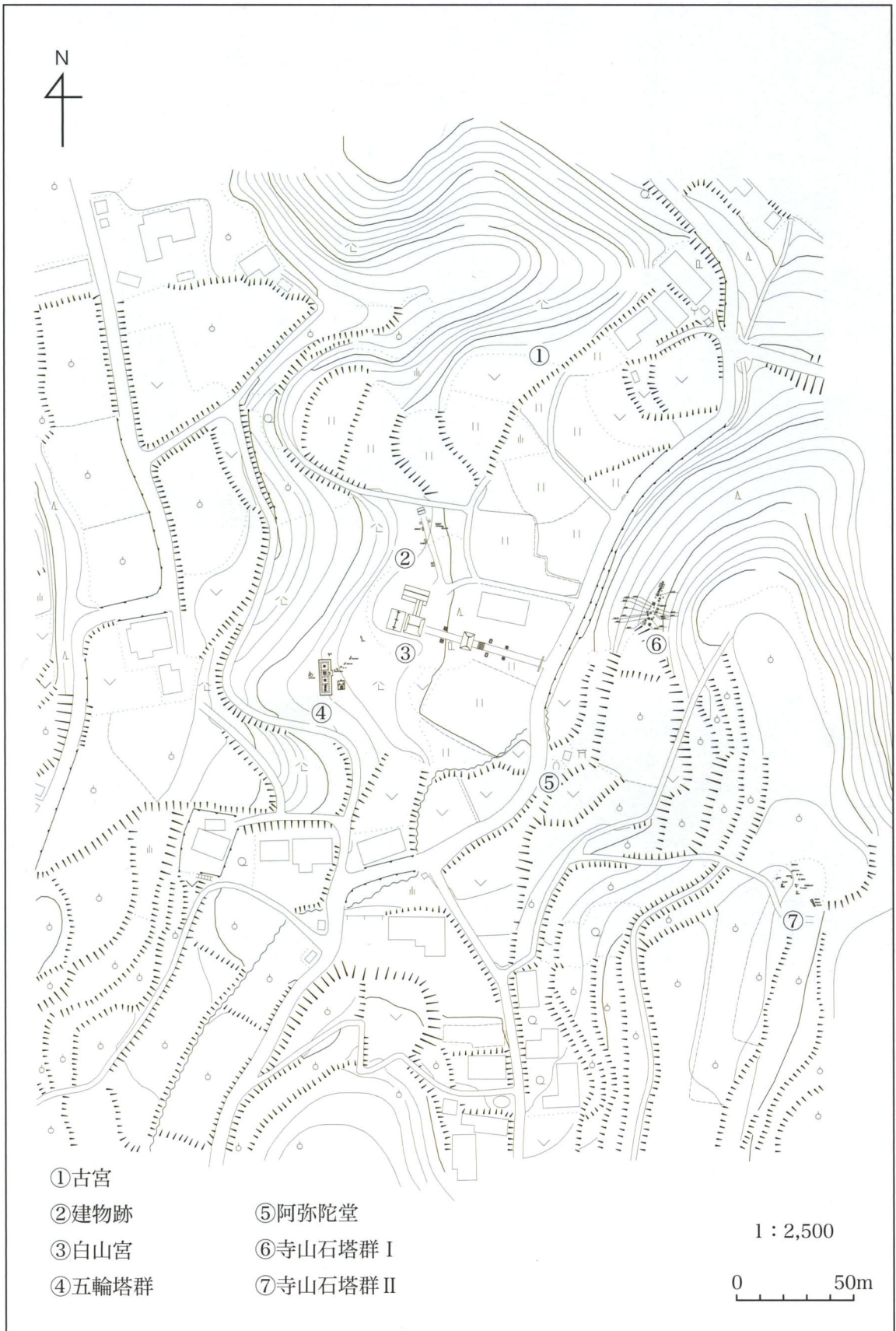
入□沙弥定智



嘉元二年壬辰七月

九日酉刻入滅生年八十九

西安寺五輪塔群とその周辺図



II
研
究
編

一 西安寺五輪塔群の建立時期について

前川清一

一 はじめに

西安寺は、遠州相良を本貫とする御家人の相良氏を祖とする山北相良氏の菩提寺とされたものである。また、西安寺跡には、全国的にみても造形的・歴史的にも極めて重要な五輪塔群がある。しかしながら、これらの五輪塔群の銘文については、「肥後國誌」「肥後地誌略」「新撰事蹟通考」「古塔調査録」（以後『古塔』）『宝篋印塔の起源 続五輪塔の起源』（以後『続五輪塔』）などの諸書で記述の相違があり混乱があった。

昭和三八年に田邊哲夫を調査責任者として調査された成果が、昭和四二年に『熊本県文化財報告書第八集』に「西安寺の調査」（以後、『西安寺』）をはじめ「御松囃子能」、「久連子鶏」とともに収録され、熊本県教育委員会から刊行された。これにより、五輪塔群について一応の整理がなされ、銘文も完読された観があった。

しかしながら、その後の調査成果として多田隈豊秋の『九州の石塔』（以後『九州』）が昭和五〇年に、また、『玉東町の仏神像・石造物』（以後『石造物』）が平成五年に玉東町教育委員会から出され、若干の銘文の読みの修正がなされている。特に『石造物』において筆者は、拓本や現地調査に基づき、いくつかの読みの訂正を行った。しかしながら、平成七年に刊行された『玉東町史』通史編（以後『町史』）では、昭和四二年に出された『西安寺』の影響力は強く、論考にも微妙に影を落としている。銘文についても『西安寺』か

ら引用され、その後の調査研究の成果は生かされていない。このために、『町史』においては、筆者の論考と異なる見解が併記されることとなった。なお、本稿では、一号塔から三号塔の建立時期について、紙幅の限られた『町史』には引用出来なかつた資料を基に、再度、考究の結果を記す。

二 西安寺五輪塔群の銘文について

西安寺五輪塔群の銘文については、今回の再調査で再度拓本を採り、現地での調査を重ね、ここに銘文の確定を行うものである。

【一号塔】

奉造立

五輪塔婆一基

嘉元二年^{甲辰}八月日



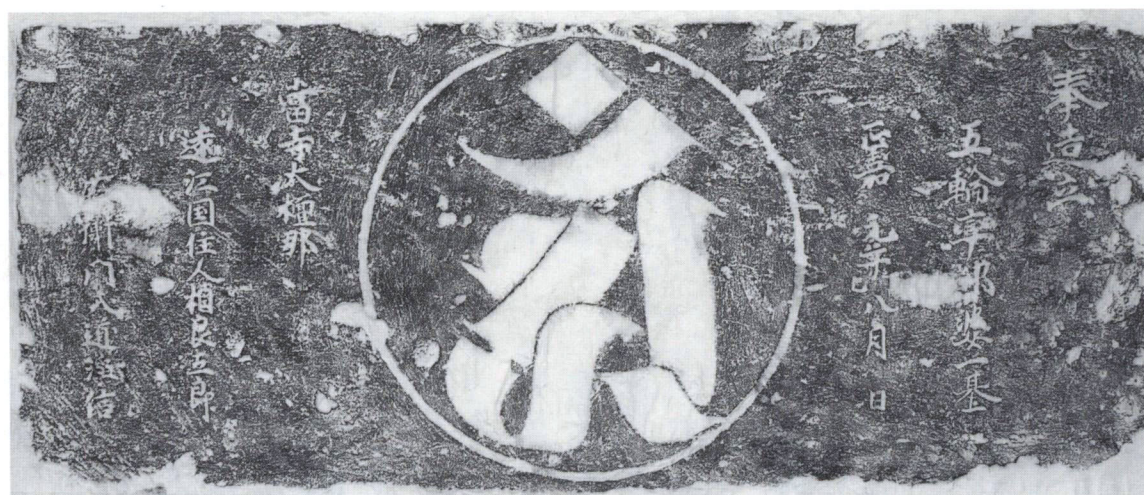
當寺大檀那

遠江国住人相良三郎

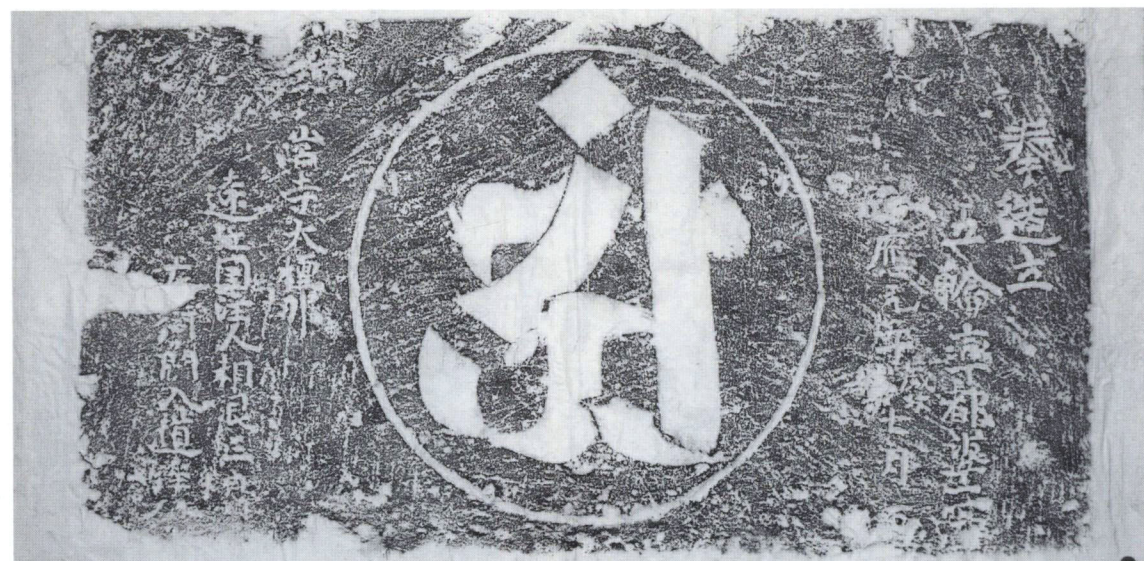
左衛門入道浄位



一号塔



二号塔



三号塔

【二号塔】

奉造立

五輪率都婆一基

正嘉元年丁巳八月日



當寺大檀那

遠江国住人相良五郎

左衛門入道浄信

【三号塔】

奉造立

五輪率都婆一基

正應元年戊子七月日



當寺大檀那

遠江国住人相良三良

左衛門入道浄□

【四号塔】

右意趣者三寶□

沙旃

為現當之□地子

安念



峇文仲二年关丑八月中二日

【六号塔】

洛陽六波羅住

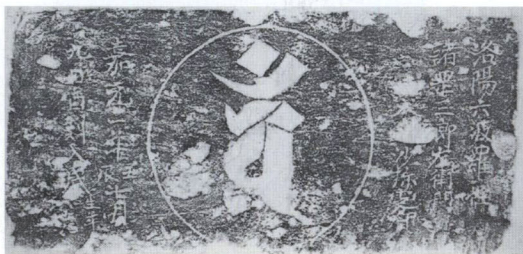
諸正三郎左衛門

入□沙旃定智



嘉元二年壬辰七月

九日酉刻入滅生年八十九



六号塔



四号塔

なお、銘文判読で従来のものとの相違を整理すると、以下のとおりである。一号塔・二号塔の銘文については、地輪の傷みも少なく銘文も明瞭で毀損も少ない。既に江戸後期の八木田政名の「事蹟通考」でも正しく読まれていて、二基とも誤読は最も少ない。

三号塔になると、田邊の『西安寺』報告に見られるように紀年銘の月日を「七月三」としている。これについては、筆者は平成五年の『石造物』や平成七年の『町史』で「七月日」と判読した。なお、「七月日」と読んだものは『続五輪塔』に収録された千々和実「初期五輪塔の資料三題」が最初である。田邊が「七月三」と読んだのは、拓本や肉眼で見た場合に最初の一面が割に良く見えるためであろう。しかし、「三」とした場合には、地輪に「日」を入れる余裕がなく不自然な表記となる。

これに対して「七月日」とした根拠の一は、供養塔には生前に建立する「逆修供養塔」と死後に造塔する「追善供養塔」とがあり、通常、後者については、年月日をきちんと刻む。しかし、「逆修供養塔」においては、日次を記入しないものが散見されること。その二に「月」の次の文字は「日」とも読めること。その三に「月」の下のスペースは、全体のバランスから見て一字を刻むのが限度であることである。

次に四号塔については、最初の行の末尾に『西安寺』では「□」としている。意味からすると「弟子」の二文字と思われるが、刻まれた様子は見えない。なお、『九州』では、「□」はない。本書でも文字は無いものと判断した。

次に、『西安寺』では、三行目に「地子」、四行目に「為現當之□□□□」と記す。本書では「為現當之□地子」とする。『九州』では、「當」を「当」とし、その次の行の二文字について『西安寺』は「安全」、『九州』では「安□」

としている。しかしながら、この箇所は二行目の「沙跡」に係るものであり戒名を刻むことが自然であろう。筆者は『石造物』のなかで、「安念」とした。「念」の文字を分解してわかりやすく説明すると、「ひとがしら」の下部の「今」の横棒と「心」の第二画がころうじて確認できる。

紀年銘については、『西安寺』が「八月中二日」、『九州』では「八月中□」とするが、これは『西安寺』の読みと同様「八月中二日」とした。『九州』が「八月中□」としたのは、「中二日」とした場合、日次を表現する手法としては、余り見られない使用方法であったためと推測する。

六号塔について、『西安寺』は「諸岡三郎左衛門□」としているが、『九州』では「□」はない。石面がやや荒れていることもあるが、刻まれた痕跡を確認できない。

次に、三行目の「□」であるが、『西安寺』や『九州』でも同様に「□」となっている。この箇所は欠損して判読は不可能であるが、『西安寺』は「道」ではないかと推測している。意味からしても「道」で間違いのないものと思われる。

さらに最後の行の末尾を『古塔』では「六十八」と読んでいる。これに対して『西安寺』は「六十化」とする。『九州』では「六十九」とする。この部分は、拓本ではなく肉眼で観察した方が時間帯によつては良く見える。

また、「生年」（死去した時の数え歳）に係る文字であることから「化」では意味を成さない。『石造物』では、「□」は無く、最後の行の末尾についても「八十九」とした。今回も、これを踏襲する。

なお、紀年銘の年号の干支は、正しくは「甲辰」であるが実際には「壬辰」と刻まれている。この五輪塔が、追善により造立されたことによる生じた誤

りと思われる。追善の場合は、何時の時期に建立されたものか、建立された時期が刻まれていないと判断に苦しむ。後述するように、数十年後に建てられたものも存在するので、このような誤りも生じ易いのであろう。

三 五輪塔群建立の諸説について

『西安寺』のなかで、田邊は「ここで二号塔について特に考えられることは、一・三号塔と形式的にも大差がなく、しかも巨大な五輪塔は鎌倉末期の流行であるから、或いは始祖の五郎左衛門が自ら建立したのではなく、同じ三郎左衛門が、始祖の名を籍りて建立したものであるとも考えられるが、穿ち過ぎた見解であろうか。」とする。

また、「正嘉元年（一二五七）の紀年銘をもつ二号五輪塔に『当寺大檀那』とあることからすると、この以前であろうと一応考えられるが、前述の通り、二号塔が第三号塔と前後して建立されたかも知れないとすると、厳密には確実な塔で『当寺大檀那』と銘のある第三号塔の正応元年（一二八八）以前の創建とすべきであろう」と記す。

次に、平成七年の『町史』通史編のなかで、大城美知信は「二号塔（正嘉塔）が後の正応塔、嘉元塔と形式的に大差ないこと、さらにかかる巨大五輪塔が鎌倉末期に多いことなどから、この塔は頼平自信の造立ではなく後代の追建であろうと推定した。」「紀年銘をなぜ正嘉二年としたかが問題となろう。この紀年銘はおそらく頼平の没年を示しているのではあるまいか。そしてさらに推測を重ねれば、この頼平塔を建てたのは、もしかすると、早世した嫡子の二郎頼用であったかもしれない。」と記している。

多田隈豊秋は『九州』で「正応塔と嘉元塔との銘文は、紀年銘と、『率都婆』『塔婆』の一字違いの他は全くの同文である。同一人の墓塔が同一場所に在る筈はなく、何とも不思議なことである。強いて考えれば、前者が墓塔で、後者は供養塔であろうか。何れにしても同一文面では、判断に苦しむ。」と記す。これらに対して、筆者は、『町史』のなかで、「三基の五輪塔を建てた人物は、逆修供養を行い自ら費用を捻出して造立したものとした。

このような認識の違いを正すには、まずもって正しい銘文の判読と、往時の造立の習俗を知る必要がある。そこで、平安後期から鎌倉後期までに建立された西安寺周辺の石造物や、相良氏に関連のある石造物の銘文について紹介し、検討資料とする。

はじめに、追善供養により建立された墓塔の例を示し、その後逆修供養により建立された県内の石造物の銘文について紹介する。

【例一】 追善供養による造塔例（墓塔）

名 称 円台寺建久四年笠塔婆（一一九三）

所在地 鹿本郡植木町円台寺

奉造立石塔婆一基

右為玆朗尊靈往生極樂

造立如件但生年十五歳

建久三年十二月廿八日寅時入滅

建久四年 歲次 二月十三日 日次

建久三年（一一九七）二月二十八日に一五歳で亡くなった玆朗の霊が極樂



往生できるようにとの願いを込め、四五日後の二月一三日に追善の供養塔を建てている。

【例二】

名称 円台寺建久七年笠塔婆

(二一九六)

所在地 鹿本郡植木町円台寺

學法房僧(欠損)四十八

建久七年二月廿二日入滅

同年三月廿六日造立之



建久七年二月二二日に生年四八歳の「學法房僧」のために、三四日後の三月二六日に追善塔が建てられたものである。一行目の欠損部分は、四文字であり、最初の二文字は僧名、後の二文字は「生年」と思われる。

【例三】

名称 吉祥寺跡宝塔(二二五〇)

所在地 玉名市山田

奉造立石塔

一基

夫傳聞造塔

善根者滅罪

生善宏基

往生極樂相

□也□藤原

太子聖靈為



離業得道造焉

仍至法界平等

利益敬白

建長二年^{大才}庚戌五月十六日

この塔は、「藤原太子聖靈」とあり、藤原氏の長女の追善の為に建立されたものである。なお、当時の女性は、多くの場合、名前で記録されることは少ない。長女の場合は「太子」と書いて「おおいこ」と表音した。また、次女の場合は「三子」と表し「にのこ」と言った。三女は「三子」で「さんのこ」と読ませている。

一〇行目の「平等」については、拓本では石面に凹みがあるためによく見えないが、肉眼で確認できる。

紀年銘については、死去した日であるのか建立年であるかは不明であるが、このような場合には、通常、断りがない限り逝去した年月日とみるべきであろう。

【例四】

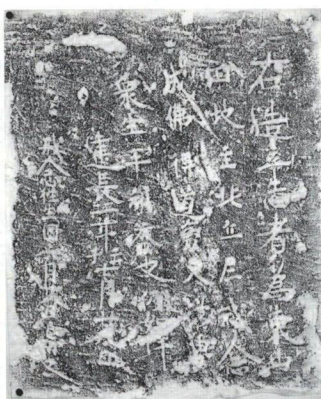
名称 吉祥寺跡毘沙門堂宝塔(二二五四)

所在地 玉名市山田

仏龕を挟んで、次の銘文がある。

(向かって左側)

善哉々々尺迦牟尼世尊
能以平等大惠教菩薩法
佛所諸念妙法蓮華經為
大衆說如是 尺迦牟尼



世尊如所説者皆是眞實

(向かつて右側)

右造立志者為東山

田地主比丘尼戒念

成佛得道□又法界

衆生平利益也仍如件

建長二年壬子七月廿八日

戒念往生同六月廿八日巳□也

比丘尼戒念が建長六年六月二八日に死去したので、成仏を願ひ三〇日後の同年七月二八日に供養塔を建立し追善の墓塔としたものである。

九行目の四文字目は、「衆生平利益也仍如件」となっているが「利」の前には「平等」と続くもので、本来の「等」が脱落したものであろう。

【例五】

名称 伊倉本地主宇佐公満五輪塔(一二六〇)

所在地 玉名市伊倉本堂山

伊倉本地主

宇佐公満墓

為滅罪生善

決定生浄土

先承久元年

五月十六日死

今文應元年

秋彼岸改葬



伊倉本地主宇佐公満が承久元年(一二一九)五月一六日に死去したものを、

四一年後の文應元年に改葬が行なわれ建立された追善塔である。改葬を行った人物は、おそらく後述の【例一四】の宇佐公長によるものであろう。

なお、『高瀬湊関係歴史資料調査報告(三三)』(以後『高瀬』)では、三行目の末尾の文字を「佛」としているが「善」である。

ところで、『高瀬』は、昭和六三年に玉名市・玉名市史編集委員会から出されたもので、原則として菊池川左岸を田添夏喜、右岸を筆者で調査報告したものだ。田添は伊倉本堂山の宇佐氏一族の五輪塔群について、水輪の「ほぞ」を宝塔の「首部」とみなし「宝塔」と判断されたものである。ここに「五輪塔」であることを付言しておく。

また、宇佐氏一族の五輪塔群の地輪は、保護のために埋められた状況であり、簡単に銘文の確認が出来ないため、筆者は『町史』においては『高瀬』に記された銘文を引用した。今回、疑問点が多々あり、調査を行い銘文の読みを修正した。

【例六】

名称 念阿供養五輪塔(一二六〇)

所在地 玉名市伊倉本堂山

念阿尊霊□

佛本願无量

必生極樂界

建長七乙卯

十一月十二日死

専修

秋彼岸改葬



今文應元年

八月時正立

「念阿尊靈□佛本願无量必生極樂界」とあり、建長七(一二五五)年一月一二日に亡くなった念阿弥陀仏の極樂往生を願ひ、六年後の文應元年(一二六〇)八月時正に追善の供養塔が建てられたものだ。「時正」とは、彼岸の中日を指す。なお、『高瀬』では、最後の行は「八月時」となっている。『九州』では、「八月時正改葬」とある。

【例七】

名称 慶専寺文永六年宝塔 (一二六九)

所在地 玉名市中慶専寺

釋迦塔寶佛申□

右造立志者为慈父

滅罪生善増進佛道

所奉造□如□

文永第五天十二月廿日

往生同六年中冬廿七日奉

造立之

文永五年十二月二〇日に死去した「慈父」の「滅罪生善増進佛道」を願ひ、文永六年二月二七日に追善供養塔として、建てられたものである。

【例八】

名称 来光寺空阿五輪塔 (一二七六)

所在地 玉名郡南関町西豊永来光寺

為沙弥空阿尊

靈五七日造立

刻

建治二季丙子

七月十八日

「沙弥空阿」の五七忌(死後三五日)供養の折に建立された五輪塔である。

【例九】

名称 行恵供養五輪塔 (一三三二)

所在地 玉名市伊倉本堂山

奉為

伊倉保一方地^通沙弥

行恵往生極亦也

元亨二年十一月廿六日

入滅

公勝

公貞

元亨二年十一月二六日に沙弥行恵の死去にともない、孝子(行恵の子供)とみられる公勝・公貞により建立された追善供養塔である。五輪塔の形態から、刻まれた紀年銘からそう経ていない時期の建立とみられる。なお、『高瀬』では、二行目は「伊倉保一方地頭沙弥」とあり、さらに五行目の「入滅」は、読み取られていない。『九州』では、「地頭」の箇所は「地次」とある。



【例一〇】

名 称 嚴島神社元亨二年五輪塔（一二三二）

所在地 鹿本郡植木町田原舟底嚴島神社

奉造立五輪塔婆一墓

右志趣者爲□臺寺

住僧阿闍梨貞珎聖靈

成佛得道乃至法界平

等利益也仍所奉造立

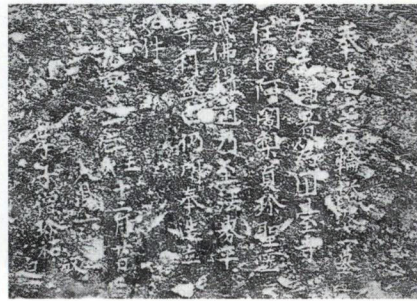
如件

元亨二年^壬戌十二月廿日

入滅六十□

弟子僧珎祐敬白

元亨二年二月二〇日に僧阿闍梨貞珎の成仏を願ひ、弟子の珎祐により建立されたものである。五輪塔の形態から、刻まれた紀年銘からそう経ていない時期に建立されたとみられる。『九州』では、一行目の末尾は「基」とある。



【例一一】
(二) 逆修供養による造塔例

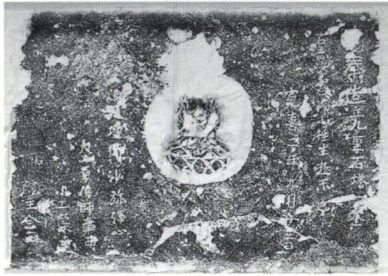
名 称 明導寺九重塔（一二三〇）

所在地 球磨郡湯前町辻城泉寺

奉造立九重石塔一基

右志者爲淨心往生極示也

寛喜二年^庚九月廿三日



(坐像)

大壇那沙弥淨心

大工兼佛師幸西

小工榮幸

院主念西

大旦那である「沙弥淨心」が、自らの往生極樂を願ひ、寛喜二年九月二三日に建立したもので、銘文から逆修供養塔であることが知られる。また、逆修供養塔で、建立時期をぼかさず日次を明瞭に刻んだ好例である。

【例一二】

名 称 明導寺七重塔（一二三〇）

所在地 球磨郡湯前町辻 城泉寺

奉造立七重石（欠）

為往生極樂□為

(欠) 四生皆成佛 (欠)

(欠) □代□之状如 (欠)

(坐像)

寛喜二年^庚十一月日

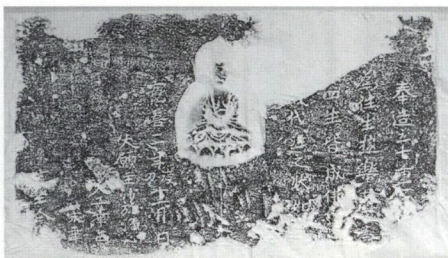
大願主沙弥淨心

大工幸西

榮幸

院主念 (欠)

明導寺九重塔については、銘文から淨心一人の造塔作善塔となっている。



なお、同時に十三重塔【例一三】の建立も行っていて、これには、一族の安寧を祈願したものとなっている。

【例一三】

名称 明導寺十三重塔（一二三〇）

所在地 八代市植柳元町米宅

（欠）造立十三重石塔

右為滅罪生善乃至海界

（欠）等利益造立如件

寛喜二年庚子十一月日

大壇那沙弥浄心

并藤原氏

（坐像）

大工兼佛師幸西

小工榮幸

行事 藤原頼忠

源光吉

鍛冶永正

院主金剛佛子念西

三行目の最初の文字は、現在剥離して読めないが、文意から「平」の文字が刻まれていたであろう。【例一二】から【例一三】の塔は、いずれも「大壇那沙弥浄心」による造塔である。一族の幸せを願い、建立したことが分かる。また、七重塔と十三重塔は「十一月日」と刻むもので、日次を示さず、西安寺五輪塔群の一号塔から三号塔に共通する表記となっている。



【例一四】

名称 宇佐公長逆修五輪塔

（一二六〇）

所在地 玉名市伊倉本堂山

（欠）宇佐□□□

（欠）長現□□時

為臨生極樂

自造□塔婆也

文應元年庚申

八月彼岸立

『高瀬』では、一行目は「□宇佐大宮司」とあるが、肉眼で観察した上で拓本を採ったが欠損した部分もあり、「大宮司」と読むことは極めて困難である。二行目の最初の文字は欠損しているが、「公」とみられる。四行目については、『高瀬』では「卒塔婆」と読まれているが、「□」とした。五行目についても『高瀬』では「八月彼岸日」とある。本塔は、公長が自ら死後の極楽往生を願い、文應元年秋彼岸に建立したことが知られよう。

【例一五】

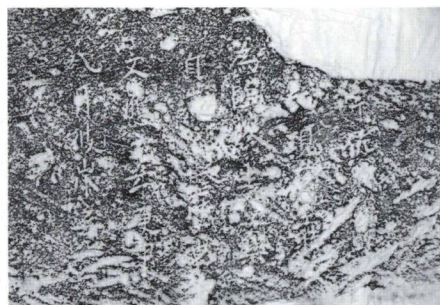
名称 川西の宝篋印塔（一三二四）

所在地 山鹿市菊鹿町下内田川西

奉造立

宝篋印石塔

一基



正和三年 歲次
甲丑

三月廿八日

大壇那地頭

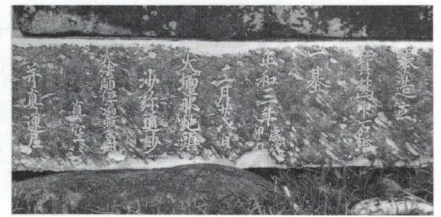
沙弥道妙

大法師遍照金剛

真空

并真蓮尼

「大壇那地頭沙弥道妙」が中心となり、建立した逆修塔である。この地は、内田相良氏の支配下である。



(三) 追善供養と逆修供養による造塔の違いについて

(一) (二) において、西安寺周辺に位置する石造物の銘文の幾つかを列挙したが、その特徴を挙げてみたい。

追善塔の銘文に現れる特徴的な単語に次のようなものがある。

「生年」【例一】、「尊霊」【例一・六・八】、「入滅」【例二・九】、「聖霊」【例三・九】、「死」【例五・六】、「改葬」【例五】、「五七日」【例八】、「入滅」【例九・一〇】である。【例二】についても「生年」と刻まれていたと思われるが欠損している。このほかに、「往生」については、追善供養塔に使用されたもので、願文としての「極楽往生」との使用例とは明らかに区別されよう。

また、「改葬」については、貴重な使用例である。先祖供養を行う際の財力を背景とした石造物による墓塔の建立の様子を窺い知ることが出来る。

死亡した期日と追善塔を建立した日が刻まれた例としては、【例

一・二・四・五・六・七】がある。これらの場合は、わが国に『仏説閻羅王授記四衆逆修生七往生浄土經』略して『仏説預修十王生七經』あるいは単に『十王經』が受け入れられて行く時期に当たり、死者の七日毎に行われる七七忌の習俗が定着する以前の供養の形態を知る資料となつている。ただ、【例九】は「五七日」とあり、この時に供養塔の建立を見ているもので、七七齋の習俗の定着の状況が知られよう。

さらに、【例三】のように逝去した年月日のみの石造物も多く存在する。この場合、建立された時期は、石造物の形態から判断するより仕方ない。

これに反して、逆修塔の場合は、刻まれた年月日が造立された日となる。

また、逆修塔の場合には、紀年銘の日次を刻まず「○月日」【例一・二】のような特徴的な表し方をするものも多い。

なお、田邊や大城の誤謬は、これらを墓塔ないし追善供養塔とみたことにある。一号塔から三号塔が逆修供養によつて建立されたとすれば、全く違つた見解が引き出されたはずである。

また、田邊や大城は「形式的に大差なし」とした形態的な差異については論を俟つまでもない。これ等の塔は、それぞれの時期の標準的な塔として、

また、九州の地方色を遺憾なく發揮しているものなのである。

次に、多田隈は『九州』のなかで「正応塔と嘉元塔との銘文は、紀年銘と、「率都婆」「塔婆」の一字違いの他は全くの同文である。同一人の墓塔が同一場所に在る筈はなく、何とも不思議なことである。」と疑問を呈しているが、次のように考えられよう。

例えば五郎左衛門の長男は五郎左衛門太郎、次男は五郎左衛門次郎、三男は五郎左衛門三郎となる。さらに長男の五郎左衛門太郎の長男は五郎左衛門

太郎太郎となり、略して五郎左衛門太郎あるいは五郎左衛門である。ようするに長男の場合は、二代も三代目も五郎左衛門でおる。次男の三番目となると、正しくは五郎左衛門次郎三郎と名乗る。このことから、三号塔の「左衛門」の長男が年代的にみても一号塔の「左衛門」とみることができよう。現存する系図は、前世した男子を割愛したものとみられ、あたかも次男のよう記されているが名前が三郎とあるのは、このせいであろう。

三二 まとめ

平安時代後期になると、永承七年（一〇五二）を末法元年とし、人々を恐懼させている。藤原道長に代表されるように、五六億七千万年後の弥勒如来下生まで仏典を残そうとした。一方で、中国で偽作された『仏説闍羅王授記四衆逆修生七往生浄土経』略して『十王経』の伝播による十王信仰の流布は、死者の追善の大切さを示すとともに、生前供養の必要性を説いた。

中世になると、生前に自らの仏事を済ますいわゆる「逆修供養」が武士の間で広まっている。死後に行う仏事よりも、七倍の御利益があるとされた。戦で何時死ぬか分からない状況の下、兄弟で相争うことも生じかねない世に逆修供養を行うことは、一族の結束を強める役割があったと思われる。

西安寺五輪塔群のうち、ほぼ完全な姿を留めている一号塔から三号塔については、銘文から検討した結果、追善墓塔とみなす根拠は見出しえない。紀年銘一つをとつても、逆修供養により建立されたことを物語るものなのである。

西安寺五輪塔群のなかで一号塔から三号塔については、刻まれた銘文の歴

史的価値とともに、形態の素晴らしさで多くの人々を惹き付けてきた。

千々和實は「初期五輪塔の資料三題」^注で、山北相良氏の出自について述べた後、「まことに、形態と記録と照合して、かくも相応する、すぐれた石造文化財といわなければならぬ。」とし、また、多田隈も『九州』で「九州五輪石塔の白眉といつても過言ではあるまい。」と記す。

この時期に、鎌倉から遠く離れた山北の地に、先進的な五輪塔を建立した山北相良氏による真言宗に基づく仏教文化が開いたことを、地域の誇りとして今後もこれらの遺物や遺跡を大切に護り伝えて欲しいものである。

注

『史迹と美術』三五四号収録、千々和實著「初期五輪塔の資料三題」の「三 熊本県玉東村西安寺正嘉元年五輪塔」昭和四〇年

参考文献

熊本県教育委員会『熊本県文化財調査報告書第八集』昭和四二年
薮田嘉一郎『宝篋印塔の起源・続五輪塔の起源』綜芸社 昭和五〇年
多田隈豊秋『九州の石塔』上・下 西日本文化協会 昭和五〇年・昭和五三年
川勝政太郎『新版石造美術』誠文堂新光社 昭和五六年
文化財保存技術協会編『重要文化財明導寺七重石塔保存修理工事報告書』湯前町昭和六〇年

玉名市・玉名市史編集委員会『高瀬湊関係歴史資料調査報告書』昭和六三年
熊本県玉名郡玉東町史編集委員会『玉東町の仏神像・石造物』平成五年
玉東町『玉東町史』通史編 平成七年

文化庁監修『国宝・重要文化財大全』毎日新聞社 平成一二年

二 西安寺五輪塔群の形態的位置

狭川真一

一 はじめに

与えられたテーマは、西安寺跡所在の五輪塔群を形態的特色から評価することである。その目的達成のためここでは、日本における五輪塔の初期的な資料を中心に抽出し、西安寺五輪塔（特に二号塔）の系譜を探ろうとする作業と、同塔が九州においてどの程度の影響を他地域に与えているのかを知らうとする作業の二点を用意した。

二 西安寺五輪塔以前

西安寺跡の二号塔が、正嘉元年（一二五七）の造営であることはその銘文から知られるところだが、我が国にはそれ以前と考えられる五輪塔資料が約五〇例知られている（狭川二〇〇二）。まずこれらの塔のうち、形状を把握できるものを概観して、出現段階の五輪塔の特色を抽出してみたい。

この段階の五輪塔は、すでに指摘されるように形態的には未だ安定していないものであり、一々に個性がみられる（川勝一九八一）。また内容的にも宝塔との混在は明白である（小林二〇〇三）。筆者は先の約五〇例中、塔の表面に大日法身真言を記載するものが本来の意味を兼ね備えた五輪塔であると理解している（狭川二〇〇二）が、形態的特色を追う上では従来から五輪塔の範疇で考えられている資料も加えて、検討する必要がある。ここではま

ず、各輪毎に初期五輪塔の特色を整理してみたい。

なお、以下で分析する属性は、「高い」「低い」「丸い」「尖る」などの表現にとどまっている。本来ならば数値化して分類すべきであるが、資料数が少なく、基準値を設定するには今少し時間が必要であるため、ここでは主観的な表現での分類にとどめた（表一）。ご理解願いたい。

では、まず五輪塔の最上部に位置する空輪からみてみよう。ざっと眺めると団子形を呈するものと頂部を尖らせる宝珠形を呈するものの二種類がある。大日法身真言を記載する資料にもすでに二種類が登場しており、これのみでは時代性を問えない。これは五輪図を載せる「尊勝佛頂修喻伽法軌儀」等で当初からその両者が記載されていることにも起因しているのかも知れない。ただし後に出現する五輪塔空輪の先はその多くが尖らせて作られており、それは宝珠を強く意識した結果とみなされる。本来の理念では風輪を含めて宝珠という理解では正しくないと思われるが、塔として出現した背景に舍利塔としての機能を見出すならば、塔の頂部に宝珠を置くような意識があつてもおかしくはない。しかし、五輪塔として製作された以上、形態的にはその要素を認めても用語の上では宝珠ではなく空輪・風輪と表現すべきである。次に風輪を見ると。上面が平坦あるいは若干外側下方に向かって傾斜するように作られるのが一般的であり、一部に断面形を三日月形に作る事例もある。後者の例は雨水が溜まるため当初から屋外に置かれる資料にはみられないが、絵画的な徳照寺梵鐘塔では意識的に強調されているとも受け取られ、

第1表 出現期五輪塔属性一覧表

番号	塔名	造立時期/年号	空輪		風輪1		風輪2		火輪1		火輪2		水輪		地輪		梵字の種別	材質	所在地 ()旧在地
			球体	尖頭	上平	上反	大	並	軒尖	軒平	背高	背低	橢形	球体	背高	背低			
1	法勝寺軒丸瓦当文塔	保安三(1122)年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	「ア」/水輪	土(瓦)製	京都府
2	極楽寺経塚出土塔	天養元(1144)年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大日法身真言	土(瓦)製	兵庫県
3	伝湖西窯出土塔	久安二(1146)年		○	○	○	○	△			△	○			○	○	大日法身真言	土(陶)製	静岡県
4	徳照寺梵鐘内塔	長寛二(1164)年		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無文	銅鑄製	(奈良県)
5	平家納経経宮表飾塔	長寛二(1164)年		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	無文	銀製	広島県
6	中尊寺釈尊院塔	仁安四(1169)年		○					○	○		○		○	○	○	大日法身真言	石製/凝灰岩	岩手県
7	白杵中尾嘉応塔	嘉応二(1170)年					○		○	○		○			○	○	三種悉地真言+胎藏界五仏	石製/凝灰岩	大分県
8	白杵中尾永安塔	承安二(1172)年	○		○				○	○		○			○	○	大日法身真言	石製/凝灰岩	大分県
9	五輪坊墓地塔	治承五(1181)年							○	○				○	○		無文	石製/凝灰岩	福島県
10	旧宝満山塔	平安時代後期	○		○				○		○			○	○	○	「キヤ」四転/水輪	石製/凝灰岩	(福岡県)
11	光明坊金銅小塔	平安時代後期		○					○		○			○	○	○	無文	金銅製	広島県
12	広瀬塔	平安時代後期	○		○				○	△				○	○	○	無文	石製/凝灰岩	鳥取県
13	三保塔	平安時代後期							○		○			○	○	○	無文	石製/凝灰岩	鳥取県
14	当麻北墓塔	平安時代後期		○	○				○	○				○	○	○	五大種字(四転)	石製/凝灰岩	奈良県
15	胡宮神社三角塔	建久九(1198)年	○		○				○	○				○	○	○	大日法身真言	金銅製	滋賀県
16	新大仏寺板彫塔/推三角	建仁三(1203)年	○		○				○	○				○	○	○	大日法身真言	木製	三重県
17	一丁田薬師堂塔	寛喜四(1232)年							○		○			○	○	○	「ア」/水輪	石製/凝灰岩	宮崎県
18	護国寺笠塔婆塔/推三角	貞永元(1232)年		○	○				○	○				○	○	○	大日法身真言	石製/凝灰岩	山口県
19	西方院塔	鎌倉時代前期	○		○				○	○				○	○	○	無文	石製/凝灰岩	大阪府
20	神護寺文覚上人塔	鎌倉時代前期		○	○		○				○			△		○	無文	石製	京都府
21	伴墓三角塔	鎌倉時代前期		○	○				○	○				○	○	○	大日法身真言	石製/花崗岩	奈良県
22	浄土寺三角塔	鎌倉時代前期	○		○				○	○				○	○	○	五大種字(菩提門のみ)	金銅製	兵庫県
23	新大仏寺水晶三角塔	鎌倉時代前期							○	○				○	○	○	無文	水晶製	三重県

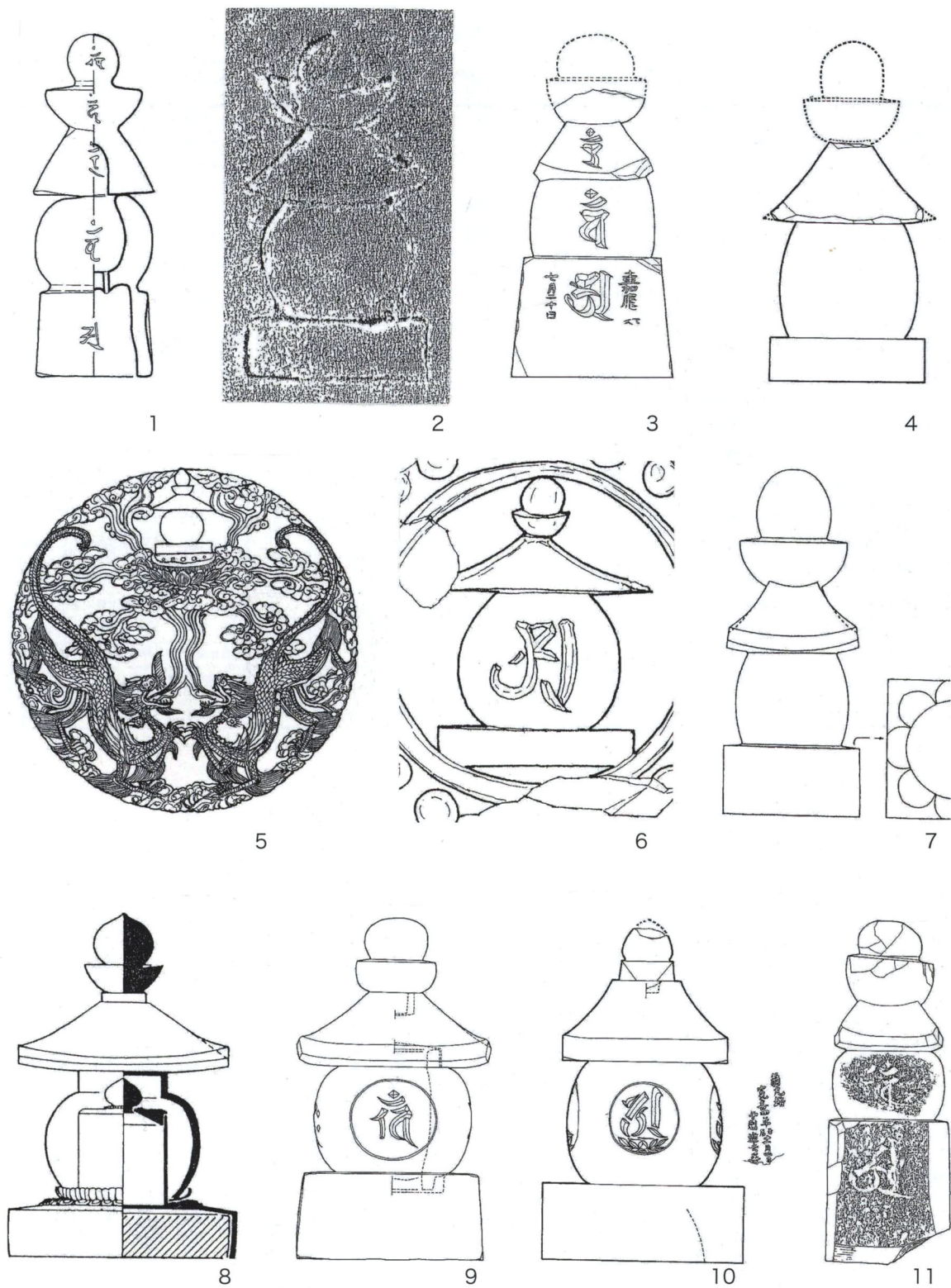
これも一つの形態的特徴として掲げておきたい。この三日月形も先の「尊勝佛頂修驗加法軌儀」に記載されているものに通じる。

また風輪と空輪をセットでみた場合、風輪を特に大きく作る事例があることも注意される。一石で彫成されたものに共通してみられ、火輪との関係も啗合式となっている。初期の五輪塔にしては珍しく共通項の拾える属性である。やはりこの形も「尊勝佛頂修驗加法軌儀」にある形に似ており、初期のものは関係の法典に忠実であったことが窺える。ただ初期の事例の中でもやや遅れて登場する文覚上人塔は、空輪を細身に作ることで風輪が強調されているので、この範疇に含めるのは難しいだろう。

もう一つ空風輪を同時に捉えた場合の特色として、深い溝状の沈線によって両輪を区別するタイプがある。当麻北墓塔と西方院塔で、両者は凝灰岩製に加え二上山の東西両麓に位置しており、狭い範囲での地域色の可能性もあるが、榛原石製の山辺赤人塔や花崗岩製の興融寺塔にもその残影がみられ、古式の手法に加えられよう。

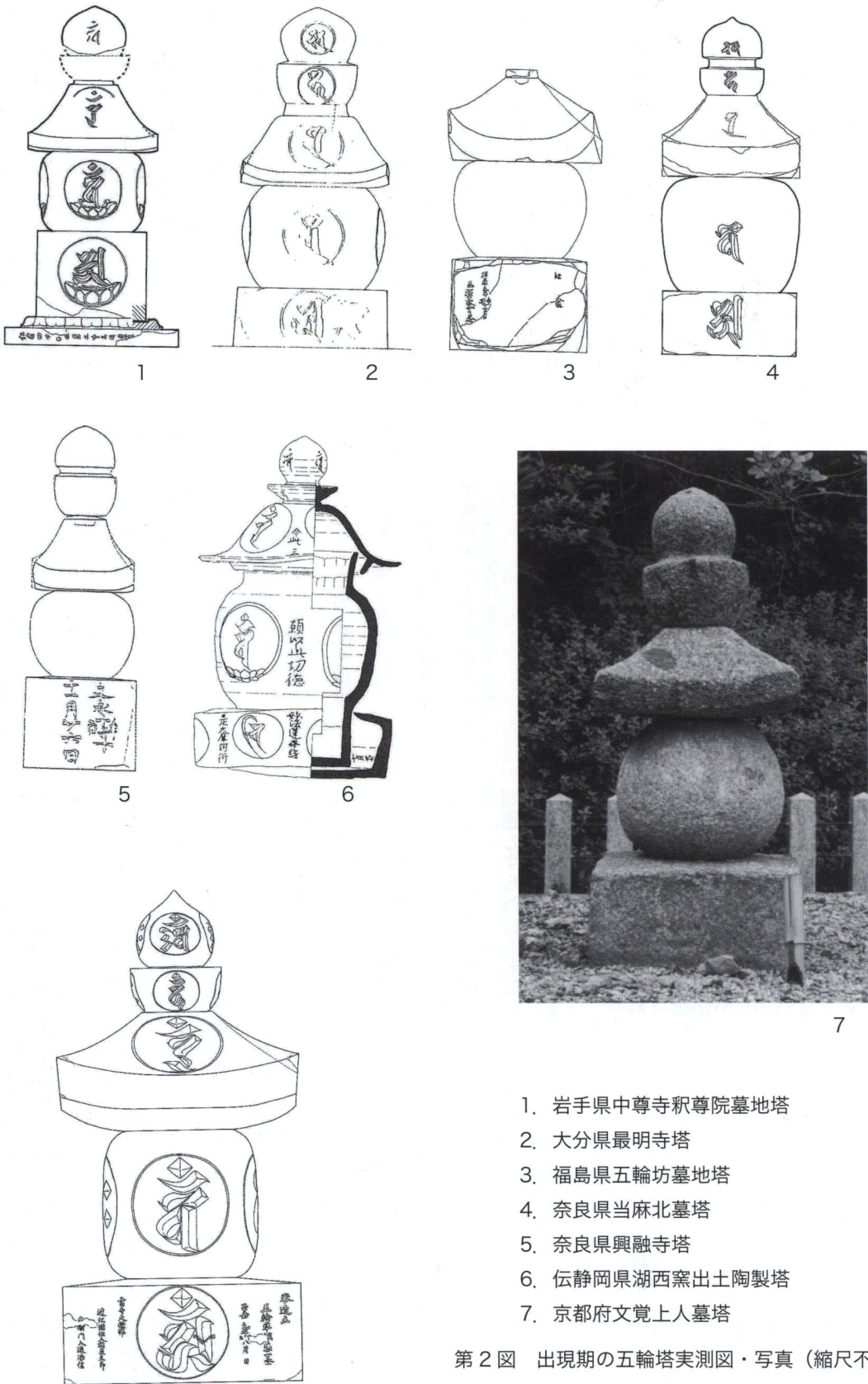
火輪にも二つの着眼点がある。まず軒先の形状に注目すると、軒端を尖らせて作るものと、先端をカットして軒口を表現するものの二タイプがある。軒口を作るものも特に古い事例は共通して薄く仕上げられおり、やや遅れて登場する定形化したタイプのものほど幅は広くない。ここにも木造建造物の屋根を意識した痕跡が感じられる。軒反りはきわめて緩やかで真反りと称して直線部分を有しないタイプも存在する。また、軒を尖らせるものは三角形を意識したものと考えられるが、徳照寺梵鐘塔のように反りを表現するものもある。

いま一つはその高さだが、きわめて扁平なタイプと降り棟の勾配がかなり



1. 兵庫県極楽寺経塚出土塔 2. 兵庫県徳照寺（旧奈良県成身院）梵鐘陽鑄塔
 3. 大分県臼杵中尾嘉応塔 4. 鳥取県三保塔 5. 広島県厳島神社平家納経箱表飾塔
 6. 京都府法勝寺出土軒丸瓦 瓦当文塔 7. 鳥取県広瀬塔 8. 広島県光明坊金銅製舍利塔
 9. 伝福岡県宝満山出土塔 10. 宮崎県一丁田薬師堂塔 11. 大分県臼杵中尾承安塔

第1図 出現期の五輪塔実測図（1・3・4・7～11）、略測図（5・6）、拓影（2）（縮尺不同）



1. 岩手県中尊寺釈尊院墓地塔
2. 大分県最明寺塔
3. 福島県五輪坊墓地塔
4. 奈良県当麻北墓塔
5. 奈良県興融寺塔
6. 伝静岡県湖西窯出土陶製塔
7. 京都府文覚上人墓塔

第2図 出現期の五輪塔実測図・写真（縮尺不同）

第3図 西安寺二号塔実測図（1 / 30）

急なタイプの二つに分けられる。前者は宝塔の系譜を引くものに見られる傾向があり、建造物としての屋根の意識が強いと言えよう。これは中世に案出された野屋根の工法を取り入れる以前の屋根形態をそのまま模倣したためと思われる。後者の典型は極楽寺瓦経塚塔で、その立面は後出する三角五輪塔を思わせるものである。大日法身真言の記載も含めて五輪塔としての条件をほぼ完全に具備した最も古い例がこれに該当しよう。

さらに火輪上面では、先に指摘した嘯合式になるもののほか露盤を彫出するものや何も作らず平坦にするタイプもある。すべての属性は混在して用いられており、共通してセット関係になるものは見出せない。ただ風輪下面との法量関係をみると、嘯合式のものとは当然の現象なのだが、火輪上面を露盤とするものも平坦に作るタイプも、その一辺の長さが風輪下部の直径に同じか内輪できわめて近似しているという点が見出される。これに対して鎌倉時代中期以降の五輪塔は、火輪上面が少し広く作られ風輪が乗っても安定したイメージをかもし出すものが多い。

水輪はその立面形状に注目すると、球体の上下をカットした形態とナツメ形に作ったものがある。ナツメ形とは水輪の上下二箇所には弧の変化点があるものを指している。白杵中尾嘉応塔や広瀬塔などはどちらに帰属させるか悩むところであるが、ラグビーボール状の球体を上下カットしたものと理解するならば球体の系譜上に位置付けるのが妥当であろう。ただ、この古い一群の中には後に主流となる最大径が球体のやや上位や下位にくる事例がきわめて少ないのも特徴的であり、五輪坊墓地の例も二箇所に変化点があるようである。ナツメ形の一群であろう。その点では、一般化する水輪形状の先駆的なものは文覚上人墓塔ということになる。

最後に地輪をみる。直方体で特徴の見出しにくいものだが、高さの点では大きく二つに分けよう。それはきわめて扁平なものとは直方体に近いものである。扁平なものは建物の基壇を意識したものと理解できるが、背が強調されるものにはそこに梵字を配置するものが多い。ただこれとて必ずしも一致した傾向ではなく、梵字を配しているながら伝湖西窯出土塔のような扁平なものもあり、絶対条件ではなかったようである。

以上、出現期の五輪塔を概観したが従来から言われているとおり、きれいにとまる属性はなく、それぞれがお互いにもつれ合いながら存在していることが理解できる。

三 初期五輪塔からみた西安寺五輪塔

先に見たとおり初期の五輪塔の条件には多様なものが見出せたが、ここで問題とする西安寺五輪塔（ここでは特に断らない限り二号塔を指す）には上記の要素がどの程度含まれているのであろうか。以下に列記してみたい。

まず、空輪からみる。頂部は先端を強調してかなり尖っており、これほどの形状は初期の資料中には見出せなかった。風輪とのバランスも均整が取れており、後出する塔のイメージが強い。

火輪は軒口をかなり厚めに作っておりこれも初期のタイプには無かったものであるが、高さは低めで勾配も緩やかである。軒反りが真反りに近いことも古い要素と言える。また、風輪下面の直径と火輪上面の幅との関係では両者ほぼ一致した寸法で作られており、これも古い要素に加えられるようか。

さらにこの塔特有のものとして火輪軒裏面が大きく反るといふ形態的特徴

を指摘できる。これは初期の五輪塔では見られなかった要素であり、注意を要する。

次に水輪だが、典型的なナツメ形を呈しており、古い一群の影響を強く感じる部分である。

地輪は梵字や銘文が入るがかなり低めに作られており、きわめて安定感のある造形となっている。これも古い要素を残すものとして捉えたい。また地輪上面は中央が高く作られた水垂勾配が強調されている。

以上のように、地・水・火輪の一部で古い要素を見出しながらも、他の部位ではこれまでになかった要素を保有していると言える。しかも表面に記載された梵字は月輪内に置かれた五大種子で、初期的な五輪塔や復古的な三角五輪塔に用いられた大日法身真言ではない。これもこの五輪塔が保有する新しい要素である。

四 西安寺以後に造立された五輪塔

肥後地域には多数の石造物が残されており、早くから調査が進んでいる。第四図は西安寺跡を含む北部から中部肥後地域の五輪塔資料の実測図を集めたものであるが、まず、西安寺跡に所在する二号塔の両側に位置する五輪塔をみてみよう。向かって左側が正応元(一二八八)年銘、右が嘉元二(一二三〇)年銘で、いずれも相良氏の銘があり、三基はそれぞれ関連して造営されたこととは疑いない。ここでは記述の都合上、それぞれ年号を冠して正応塔(三号塔)、嘉元塔(一号塔)として検討する。

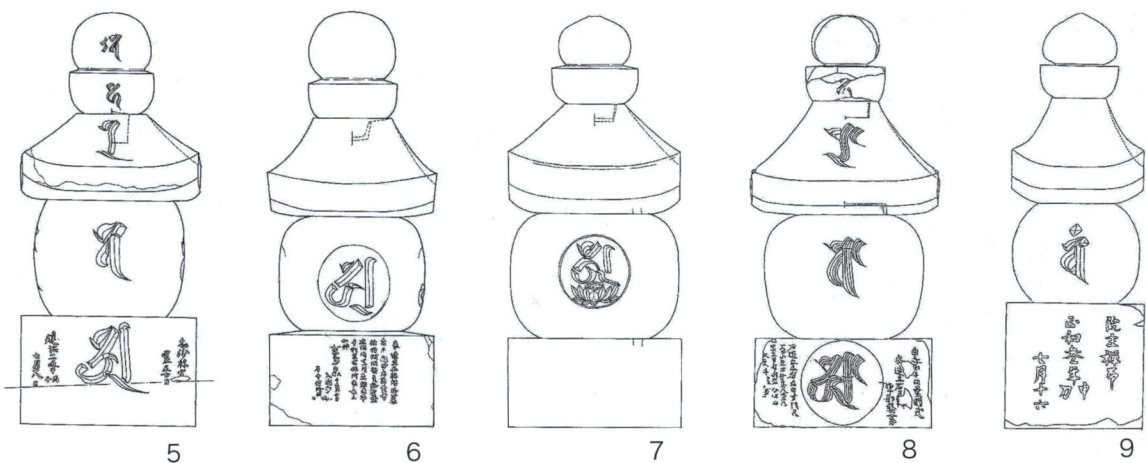
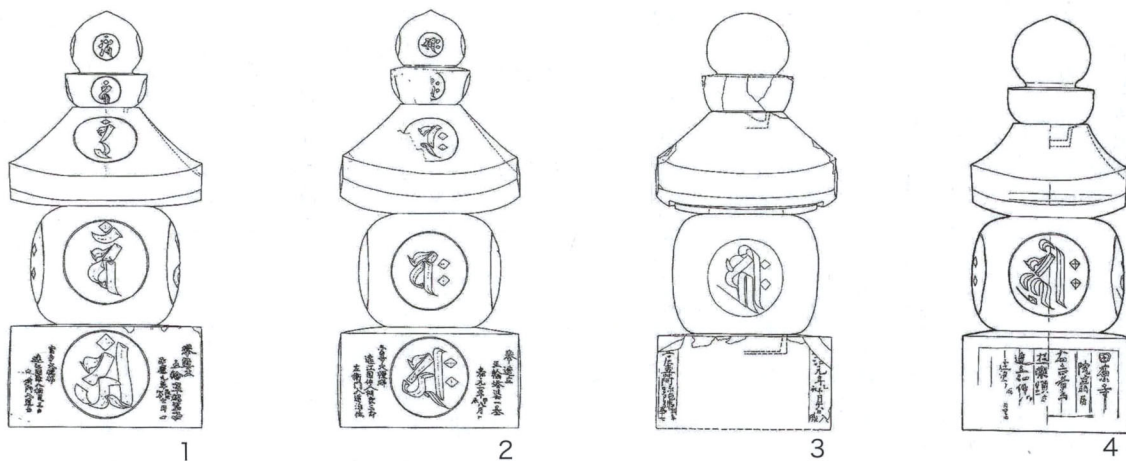
二号塔を基準にして記載すると、正応塔は、空輪の尖りが少し弱く、風輪

がやや低め、火輪はやや高さが強調されるが軒裏の反りは小さめである。水輪はナツメ形を呈するが高さが大幅に減じられており、球体に近いイメージを受ける。地輪も幅が狭い分、背が高く感じられる。嘉元塔は、やはり空輪の尖りが弱めで、火輪は背が高いが、軒裏の反りが強く、軒幅は水輪の直径よりかなり大きめで、立面ではやや不安定さを感じるが、二号塔の系譜を引く部分と言えよう。水輪は高さを減じたナツメ形で、その形は正応塔に近似する。地輪は水垂勾配が強く、高さも少々強調され、正応塔に近似する。

両塔は水輪を球形に近づけるといって大きな改変を受けているが、軒裏面の反りはやはり強めで、緩いほうの正応塔でも畿内では類を見ない反り方である。また、梵字は月輪を有する見事な葉研彫りで、いずれも五大種子の四転である。ただ、銘を入れる面が異なり、二号塔と正応塔は菩提門の面、嘉元塔は涅槃門の面である。

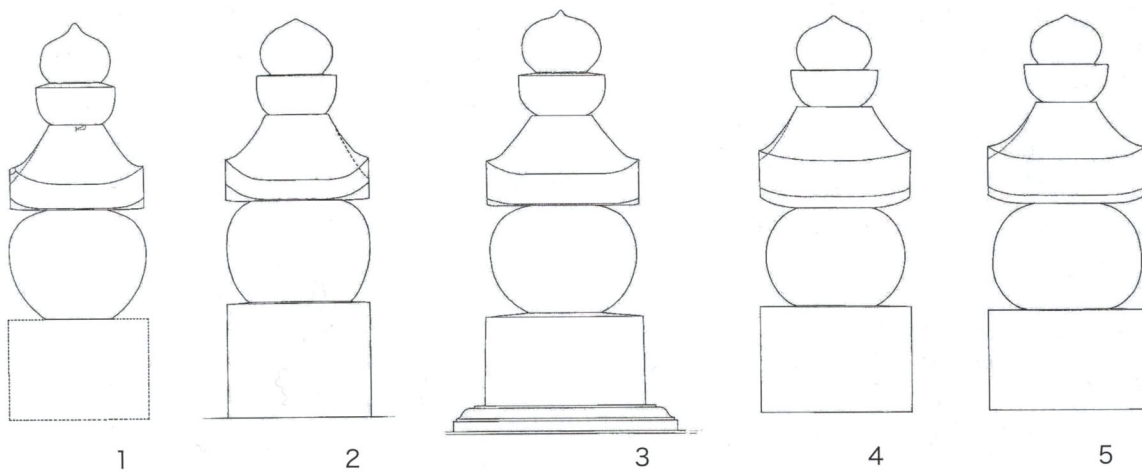
さて、この嘉元塔と類似した資料で西安寺に近在するものを選んで見ると、植木町トーボー五輪塔と同町田原坂五輪塔がある。前者は銘に建治元(一二七五)年、後者は建治三(一二七七)年とあることから、いずれも正応塔より古い。両者は空輪頂部の状況や火輪軒裏の構造を異にするなど細部では異なるところも多いが、外観のイメージはかなり似ており、それは嘉元塔へとつながるようである。

さらに南関町来迎寺塔は建治二(一二七六)年銘で、先に紹介した田原坂塔等と年代的に近いが、空輪頂部を球体にし火輪の高さも低めで、水輪はナツメ形に属するが胴部上下位の曲線変化点がみられない。ただ火輪軒裏はめだたないものの反りは強めであり、西安寺に似た特徴を備えている。また時期は少し下るが、元亨二(一二三二)年銘の植木町厳島神社塔では、全体の



1. 玉東町西安寺正応塔（三号塔） 2. 玉東町西安寺嘉元塔（一号塔） 3. 植木町トーボージ塔
 4. 植木町田原坂塔 5. 南関町来迎寺跡塔 6. 植木町巖島神社塔 7. 山鹿市雲閑寺塔
 8. 西原村旧福田寺塔 9. 松橋町長安寺塔

第4図 熊本県北・中部所在五輪塔実測図（縮尺不同）



1. 福岡県大興善寺塔 2. 佐賀県石塔院塔 3. 奈良県西大寺叡尊廟塔
 4. 熊本県蓮華院誕生寺西塔 5. 熊本県蓮華院誕生寺東塔

第5図 西大寺叡尊廟五輪塔と九州の律宗系五輪塔（縮尺不同）

バランスが崩れ気味ながら、火輪軒裏の反りや水輪の高さを減じたナツメ形を呈する点は受け継がれている。さらに、山鹿市雲閑寺の塔群も無銘ながら南北朝時代に属するもので、同様の系譜を引いている。

このように肥後北部に所在する一三世紀中頃～一四世紀前半の五輪塔の特色として、火輪軒裏が大きく反るという点、さらに水輪も高さを減じたナツメ形を呈するものであるという点が共通したところである。

さて、この特徴がこの地域の特色であることを強調するために、玉名市蓮華院誕生寺の五輪塔を見てみたい。この塔はこれまで紹介している塔と特徴を同じくするが、外面に梵字を刻まずまつたくの無地に仕上げている。これは奈良県西大寺叡尊廟の五輪塔を祖形とするものに主体的にみられるもので、八尋和泉はこの誕生寺塔（誕生寺は旧浄光寺）や八代市玉泉寺塔、鹿児島島寶満寺塔等を、律宗の影響によって造営されたものと位置付けている（八尋一九七六）。西大寺系五輪塔は畿内では外面を無地に仕上げるだけでなく、その形もきわめて近似したものが広がっており、その共通性は誰もが認めるところである。しかし、この誕生寺塔等は外面が無地であるという以外、その形態は西大寺のものとは近似せず、これまで紹介してきた西安寺嘉元塔など肥後北部の塔の系譜上にあると言える。石材も在地の凝灰岩を使用しており、思想的な背景は西大寺に学ぶもののその造形や材質選択の点では地元石工（あるいはその元締）側に優先権があったようである。これは同じ九州でも福岡県北九州市にある大興善寺の事例と比較すると明らかである。この塔は、軒裏を大きく反らさずほぼ平坦に仕上げ、水輪も中央やや上位に最大径を有する球形を呈し、畿内の資料に形態は類似する。しかも石材は花崗岩を用いている。九州の律宗寺院では、佐賀県石塔院塔も材質は凝灰岩を使用

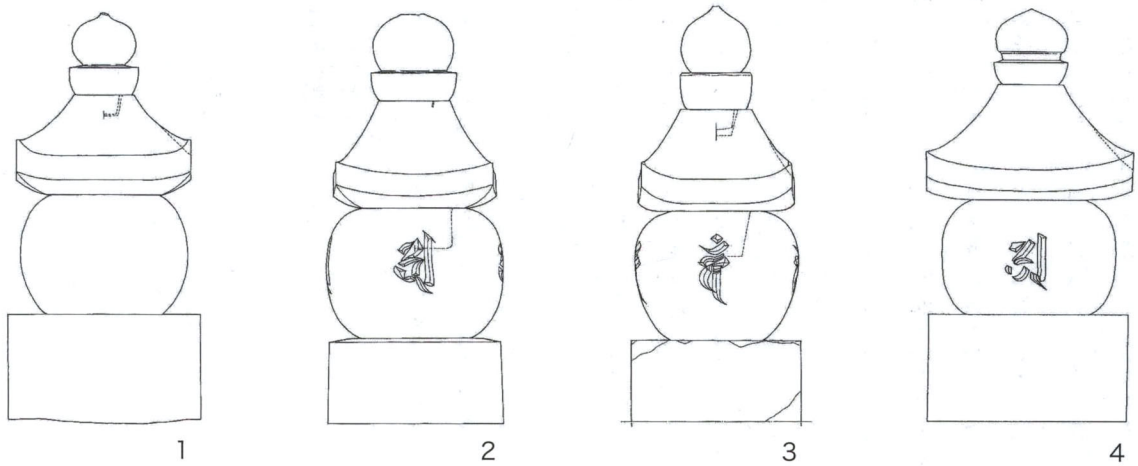
しているが、形態は畿内のそれに近く肥後の影響は感じられない。

このことは、肥後北部地域に西大寺系律宗集団が入り込む以前にすでに一定の力を有した石工が育っていたことを物語るものとして評価できよう。

このような肥後北部の特殊性は、例えば近年注目されつつある鎌倉時代中・後期における花崗岩製石塔の分布状況からも窺うことができようである。近年の研究成果では、花崗岩製石塔（宝篋印塔や層塔、五輪塔など形態は様々だが神戸近辺で採集される御影石とされる）が西日本の各地に分布していることが注目されており（古川二〇〇三）、最近では東日本の一部でも同様な傾向のあることが指摘されている（松井二〇〇五）。九州では長崎県対馬豆殿南院宝篋印塔、同県平戸市大渡長者五輪塔などが一三世紀後半から一四世紀前半頃の例で、畿内の形態および石材を用いた拠点的な存在形態を示していることが理解できるが中・南部九州では未だ花崗岩製石塔の古い事例は知られていない。

それではこの肥後北部の形態はどの程度の範囲にまで及んでいるのであるうか。火輪軒裏の大きな反り上がり、水輪は高さを抑ええたナツメ形という点に絞って観察してみよう。

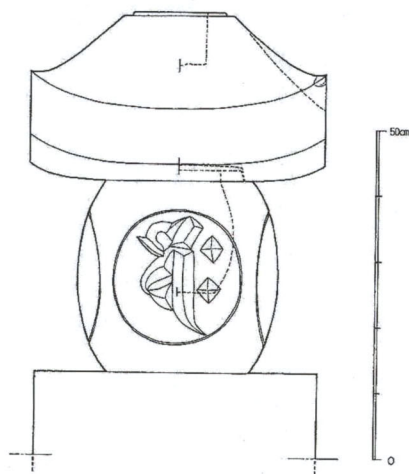
まず、熊本県中南部をみる。中部では西原村旧福田寺塔がある。文永八（一二七二）年の銘があるもので、火輪は軒裏面が反り、水輪はやや下位が小さくなるナツメ形を呈し、地輪も低めである。松橋町長安寺塔は水輪が球形に近く作られるが、火輪軒裏は大きく反り、肥後北部の資料と同様の系譜上にあることは明らかである。南部の球磨地方では勝福寺塔群が著名で、鎌倉時代に属する資料も多々見受けられ、いずれも火輪や水輪の特徴は一致するものであり、先に少し紹介した玉泉寺塔も同様である。少なくとも熊本県



1. 志布志町宝満寺塔 2. 末吉町熊野神社 1号塔
3. 末吉町熊野神社 2号塔 4. 吾平町鹿兒島部品構内塔

第6図 鹿兒島県所在の肥後型五輪塔（縮尺不同）

また肥前では先の佐賀県石塔院ではその影響の少ないことをみたが、近年見出された佐賀県嬉野市吉田家塔では、水輪は両端を切り揃えたラグビーボール状ながら火輪軒裏が大きく反っており、肥後型の影響を受けていることは疑いない。この石塔は鎌倉時代後期に考えられるものでありその影響を認めておきたいが、火輪上面に露盤を造出しているため単純に肥後型とすることはできず、その影響下にあったという理解に留めたい。ただ肥前は先にも記したように平戸や対馬に花崗岩製の塔があり、また石塔院に肥後の影響



第7図 佐賀県嬉野市吉田家塔実測図 (1/15)

内は同じ特徴を有する五輪塔で占められている。
次に肥後を離れ鹿兒島県の事例をみると、志布志町寶満寺塔、末吉町熊野神社塔、同町興昌寺跡塔、吾平町鹿兒島部品構内塔等の例が鎌倉時代末期から南北朝時代と考えられる古いものである。いずれも大隅地方の例となるが、火輪軒裏の反りは大きく肥後でみた形態の系譜上にあるが、一部四隅に稜線を造り出すものがあり在地色も窺える。

はないものとする、事例はまだ少ないが、石塔導入の初期的な段階では、日本海側、肥前東端、有明海側の肥前西部から南部でそれぞれ異なった在り方を示しているように思われる。注意すべき点として掲げておく。

福岡県筑後地域では五輪塔の事例は見られないが、瀬高町九品寺宝塔や久留米市善導寺宝塔の屋根（笠部）軒裏が大きく反っており、肥後型の影響を十分に認めることができるであろう。

ただ大分県では良好な事例が少ないこと、国東半島では白杵中尾塔の形態的影響を強く受けた塔形が普及しており、かなり独自の様相が窺える。また、国東塔などの屋根も肥後の石塔のように大きく軒裏を反らせる事例は見当たらず、ここは圏外と見なしておきたい。宮崎県は詳細な報告がないので詳しくは検討できないが、知見の範囲では肥後型の特徴は認められず、大分県と合わせて豊後水道側は肥後型の圏外となりそうである。

このように肥後型の五輪塔（及びその特徴を有する屋根形態を保有する石塔）は熊本、鹿児島ほぼ全域と、福岡県筑後地域、佐賀県の一部の範囲内に広がっており、しかも他地域のように花崗岩製石塔が拠点的に造営されてから花開くのではなく、すでに西安寺二号塔にみられるように一三世紀中頃〜一四世紀中頃には在地の石工集団が安定的な活動を行っていたと認識したい。つまりその初期の段階での活動範囲はほぼ南九州全域に及んでいたと見なされ、このことは西安寺二号塔造営に端を発する集団の守備範囲、あるいはそれを抱える領主層の統治範囲を示しているのかも知れない。

さらにやや想像をたくましくするならば、西安寺二号塔を造営し得た集団は、あらたな宗教勢力の布教行為に対して宗教的、思想的な受け入れは行いつつも、技術的な介入は拒めるだけの力を有していたかなり強大な領主層石

工集団であったと推測したい。

五 まとめ

西安寺五輪塔を中心に、その前後の時期に位置する五輪塔を眺めてきた。第二章でも記したとおり、二号塔は初期の五輪塔が保有する要素を多く備えており、その年号が示す古さを形態の上からも物語るものと言えよう。

しかし、随所に見える新しい要素の導入は、この塔が形態的には安定期へ向かう過渡期的な位置にある塔と言える。しかしながら、火輪に塔の最大幅を保有させ軒裏面を大きく反らせることや、水輪をナツメ形に作ることなど、後出の肥後地域に造営されたほとんどの五輪塔に取り込まれる要素がすでに二号塔には備えられていたのである。つまり、肥後の五輪塔はこの西安寺二号塔が祖形であると言っても過言ではない。

さらには、軒裏面の大きな反りは当該地域の宝塔など他の型式の塔にも影響を与えているほか、福岡県南部、熊本県南部（球磨地方）、鹿児島県、佐賀県の一部にまでその影響は及んでおり、九州の特徴と呼んでも差し支えないまでに浸透しているのである。

ここまで広く普及する背景には、社会的に上位の階層による広域支配とそのなかで活動する宗教組織、さらにはそれに付随する石工集団の存在がイメージされるが、具体的な内容を語るには今の筆者の力量では難しい。今後の課題として提示するに留めるが西安寺五輪塔が日本の五輪塔、さらには石塔研究において欠かせぬ存在であり、きわめて重要な位置にあることは確認できたと思う。

西安寺五輪塔計測表

塔名	総高	地輪	水輪	火輪	風輪	空輪
1号塔 嘉元二年銘	167.5	幅	最大径	軒先幅	最大径	最大径
		72.4	58.0	71.0	32.6	28.7
		高さ	高さ	高さ	高さ	高さ
2号塔 正嘉元年銘	232.7	幅	最大径	軒先幅	最大径	最大径
		112.1	73.0	114.5	43.0	37.5
		高さ	高さ	高さ	高さ	高さ
3号塔 正応元年銘	154.6	幅	最大径	軒先幅	最大径	最大径
		71.7	55.0	73.0	30.2	26.4
		高さ	高さ	高さ	高さ	高さ
		38.4	43.9	36.9	12.6	22.8

単位はすべてcm

注

(1) 刊本からの観察であり、原典を抽実に写しているという前提の解釈であることを付記しておく。以下同じ。

(参考引用文献)

川勝政太郎 一九八一『新版 石造美術』誠文堂新光社

小林義孝 二〇〇三『宝塔と五輪塔の関係』『撰河泉とその周辺の考古学』

藤井直正氏の古稀を祝う会

狭川真一 二〇〇二『五輪塔の成立とその背景』出現期資料の分類を中心とした予察』『元興寺文化財研究所研究報告二〇〇一』

古川久雄 二〇〇三『石材からみた益田市の中世石造物』『市内遺跡発掘調査報告書I』益田市教育委員会

松井一明 二〇〇五『静岡県における中世石塔の様相(二〇〇五年版)』と

くに出現期の石塔を中心に』『日引』第七号 石造物研究会

八尋和泉 一九七六『筑前飯盛神社神宮寺文殊堂文殊菩薩騎獅像および豊前大興善寺如意輪観音像について』九州西大寺末寺の仏像新資料二例』『九州歴史資料館研究論集四』九州歴史資料館

なお、五輪塔の実測図は原則として筆者が実測したものを使用したが、極楽寺経塚塔、白杵中尾両塔、広瀬塔、光明坊舍利塔、興融寺塔、徳照寺梵鐘塔、伝湖西窯出土塔、トーボーシ塔、鹿児島部品塔は関連書籍から引用した。また文覚上人五輪塔の写真は佐藤亜聖氏撮影のものを拝借した。記して感謝したい。

三 石材の硬さから見た西安寺五輪塔群の評価

朽津信明

一 はじめに

熊本県玉東町の西安寺跡には、正嘉元（一二五七）年銘を持つものをはじめとして、歴代の山北相良家の供養塔と見られる五輪塔群が残されている（図一）^①。筆者は、五輪塔や宝篋印塔などの中世石造文化財の硬さに関する調査を進めているが、西安寺五輪塔群に用いられている石材について硬さの観点から検討を試みたので、その結果について報告する。



図一. 西安寺五輪塔群（右から順に一～六号塔）

二 中世石造文化財の硬さについて

石造文化財という言葉の示す範囲は広く、石器のようなものから磨崖仏のようなものまで多彩なものが含まれるが、本稿の対象は五輪塔であることから、その中で大型の石造美術品に限定して検討することとする。（なお本稿では、「人為的に加工された立体角 $\pi/2$ 未満（つまり鋭角）の頂点を一つ以上持つ、高さ1m以上の石造文化財」を大型石造美術品と定義して議論を進めるが、これはあくまでも便宜的なものであつて、何ら歴史的な根拠のある定義ではない。）

日本の石造美術品に用いられる石材を見ていくと、鎌倉時代頃に大きな変革があることが指摘されている^②。すなわち、平安時代以前の石造美術品には、一般に凝灰岩のような軟岩が利用されるケースが圧倒的であるのに対し、鎌倉時代以降には花崗岩のような硬岩が利用されるケースが飛躍的に増えて来るという。この背景には、一一八一年に始まる東大寺再建に伴つて、大勧進・重源が宋人工工を招いたことがあると考えられており、彼らによつて可能となつた硬岩加工技術が日本に根付いていったのではないかと解釈されている。また、南都におけるそうした石工技術は、遅れて地方にも伝播していったことが伺われ、例えば東国でも、奈良に数十年程度遅れた鎌倉時代後半頃から安山岩などの硬岩製大型石造美術品が多数確認されるようになる^④。むしろ、硬岩が加工可能になつて以降でも、敢えて軟岩を用いた石造美術品も少

なからず存在するが、マクロに捉えれば、その地域における硬岩製大型石造美術品の初出年をもって、新たな石工技術がその地に伝播したと認識することが可能と考えられる。

以上の背景から西安寺五輪塔群の石材を考えると、年代的には一二五七年から文仲二年（一三三三）年に至るまでの銘が確認されるものの、その石材はいずれも阿蘇熔結凝灰岩とされていて、岩石名に変化は認められない。ただし、阿蘇熔結凝灰岩は、同じ岩石名で呼ばれても強熔結部と弱熔結部とで硬さに著しい違いがあることが指摘されていることから、それぞれの石材で硬さに違いが現れていないかについて、定量的な検討が必要と思われる。

三二 調査方法と結果

(一) 対象

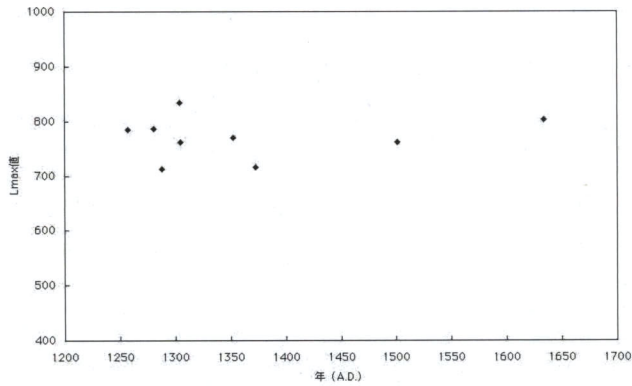
西安寺五輪塔群のうち、銘から年代の確認されるものとして、嘉元二（一二三〇）年八月の銘を持つ一号塔、正嘉元（一二五七）年の銘を持つ二号塔、正応元（一二八八）年の銘を持つ三号塔、文仲二（一三三三）年の銘を持つ四号塔、そして嘉元二（一二三〇）年七月の銘を持つ六号塔、の五基を調査対象とした。それらの中には、現状では一部に別組の部材を含むと見られるものも認められたが、いずれも銘が確認できる地輪上部面を調査対象とすることで、銘の確認される年代に確実に加工されている石材の硬さを調査することを試みた。

また、周辺の関連文化財として、荒尾市にある浄業寺五輪塔群^⑥について

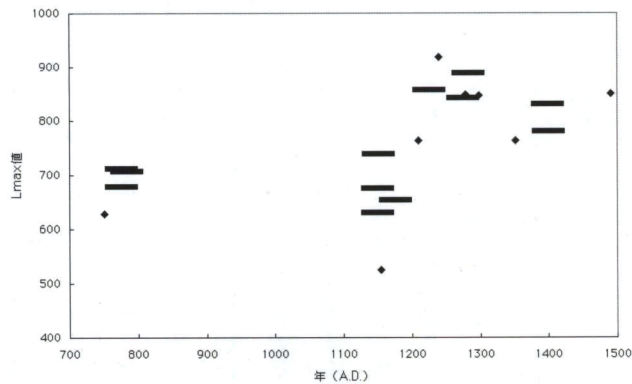
も同様の調査を試みた。浄業寺は、小代氏の菩提寺だったので、弘安四（一二八二）年以降、近世に至るまでの銘が確認される五輪塔群が残されている。そのうち、銘から年代が確認されるものの中でなるべく年代幅を広く取れるように、弘安四（一二八二）年の銘を持つ五七号塔、正平八（一三五三）年の銘を持つ三八号塔、文亀元（二五〇一）年の銘を持つ七八号塔、寛永一一（一六三四）年の銘を持つ八五号塔、の四基で同様に銘の確認される地輪上面を対象とした。

(二) 方法

硬さの測定は、エコーチップ試験器^⑦により行った。これはシュミットハンマー試験と類似した原理であるが、打撃エネルギーが11N/mmと、極めて弱い打撃（シュミットハンマーの二百分の程度）で計測が可能な装置であるため、測定対象への影響はほぼ考えられない。測定値は径約3mmの先端部分がバネの力で材料の表面を打撃する速度と、その反撥した後の速度との比を千分率で表した値として表示され、打撃方向による補正は自動的に行える。計測値Lは100に近いほど硬く0に近いほど軟らかいことを意味し、単位を持たない。本研究では、経年変化などに伴う風化の影響をなるべく避け、石材として使用された当時の情報で議論を行うことが目的のため、後天的に破損するなどして現れた、風化の進行していない平らな部分をなるべく選び、一箇所を二十回打つてその中の最大値三つの平均値（Lmax値という）を計測した。そのような計測を一つの測定対象あたり3〜5箇所ずつで行い、石材加工の際に問題となるのはその最も硬い部分であるとの判断から、平均値ではなく測定値のうちの最大値をその文化財における計測値とした。



図二. 西安寺および浄業寺五輪塔の硬さと年代の関係



図三. 奈良周辺の大型石造美術品における硬さの変化²⁾

遺跡名	番号	年代	Lmax 値
西安寺	1	1304年	761
	2	1257年	785
	3	1288年	712
	4	1373年	716
	6	1304年	834
浄業寺	57	1281年	786
	38	1353年	770
	78	1501年	762
	85	1634年	803

表一、測定結果一覧

(三) 結果

結果は表一に示す。

西安寺五輪塔群の計測値は、 $L_{max} = 712 \sim 834$ の範囲であった。また、浄業寺五輪塔群の計測値は、 $L_{max} = 762 \sim 803$ の範囲であった。

四 考察

西安寺および浄業寺五輪塔群に用いられた石材の硬さと、銘から確認される年代との関係を図二に示す。必ずしも時代が下つたものが値が大きいわけではなく、 L_{max} 値に何らかの傾向は認められない。むしろ、奈良周辺では一三世紀初頭頃を境にした値の飛躍が認められる(図三)ことに比べれば、年代が確認できる範囲では西安寺五輪塔群の石材の硬さには大きな変化が認められないと解釈すべきであろう。しかしながらその原因を、「いずれも石材が阿蘇熔結凝灰岩製で、使用岩石に変化が見られないため」と即断してはならない。なぜなら、阿蘇熔結凝灰岩の中でも強熔結部は900を越える L_{max} 値を示す場合があり、弱熔結部は500を下回る L_{max} 値を示す場合があるため^⑤、無作為に阿蘇熔結凝灰岩が採取されたとすれば、その L_{max} 値は逆に大きくばらつくことが予想されるからである。にも関わらず西安寺五輪塔群石材の場合には L_{max} 値が712～834の範囲に集中して認められた事実は、広大な範囲に分布する阿蘇熔結凝灰岩石材の中でも、一定の材質の石材が選定されて用いられて続いていた可能性が示唆される。また、浄業寺五輪塔群石材の $L_{max} = 762 \sim 803$ も、西安寺のバラツキの範囲内と考えることが可能である。なお、その「一定の材質」と認識される L_{max} 値712～834の範囲について

評価するとすれば、その範囲は熊本県下の古墳における石製表飾や線刻や浮き彫りの装飾古墳に用いられている^⑤ $L_{max} = 632 \sim 798$ に比べて若干硬めの値に集中する傾向が見られるものの、その範囲を大きく逸脱するものとは言えない。これは、軟岩とされる通常の凝灰岩類が示^② $L_{max} = 493 \sim 738$ に比べれば硬い傾向と判断されるものの、東国で硬岩と認識されている安山岩類の示す^③ $L_{max} = 764 \sim 906$ の範囲に比べれば若干軟らかめの値と認識され、代表的な硬岩である花崗岩類の示す^④ $L_{max} = 830 \sim 919$ よりは確実に軟らかいと捉えられるべきであろう。つまり、その硬さは硬岩か軟岩かという従来の区別で捉えるのが困難な範囲と言え、また他の地域で指摘されるような石材の硬さの変化がここでは認められない。つまり西安寺および浄業寺五輪塔群では、適度な硬さの石材が時代を問わず脈々と使われ続けたことになる。これは、阿蘇熔結凝灰岩という脆すぎず、かといって加工に困難なほど硬いわけでもない、手頃な石材が身近に豊富に存在するという、熊本の土地柄によるところが大きいのかも知れない。

注

- ① 田邊哲夫(二九六七)『西安寺の調査』(玉東町文化財調査報告第一冊)
- ② 朽津信明(二〇〇七)『エコーチップ試験による文化財石材の硬さに関する研究』保存科学46、145-160
- ③ 川勝政太郎『日本石材工芸史』綜芸舎(一九五七)
- ④ 前田元重・称名寺開山審海五輪塔について、三浦古文化、10、96-115(一九七二)
- ⑤ 朽津信明・松倉公憲・池田朋生(二〇〇六)『エコーチップ硬度試験による文化財石材の評価—熊本県下の装飾古墳の例—』日本応用地質学会平成一八年度研究発表会講演論文集、433-436
- ⑥ 荒尾市教育委員会(一九九四)『荒尾の石造物』

四 西安寺の建造物遺構について

一 はじめに

西安寺については、延応元年（一二三九）の創建伝承がある。明確な創建時期を特定することは困難であるが、正嘉元年（一二五七）の五輪塔に刻まれた銘文のなかに「當寺」とあり、既にこの時期には成立していたことが知られる。

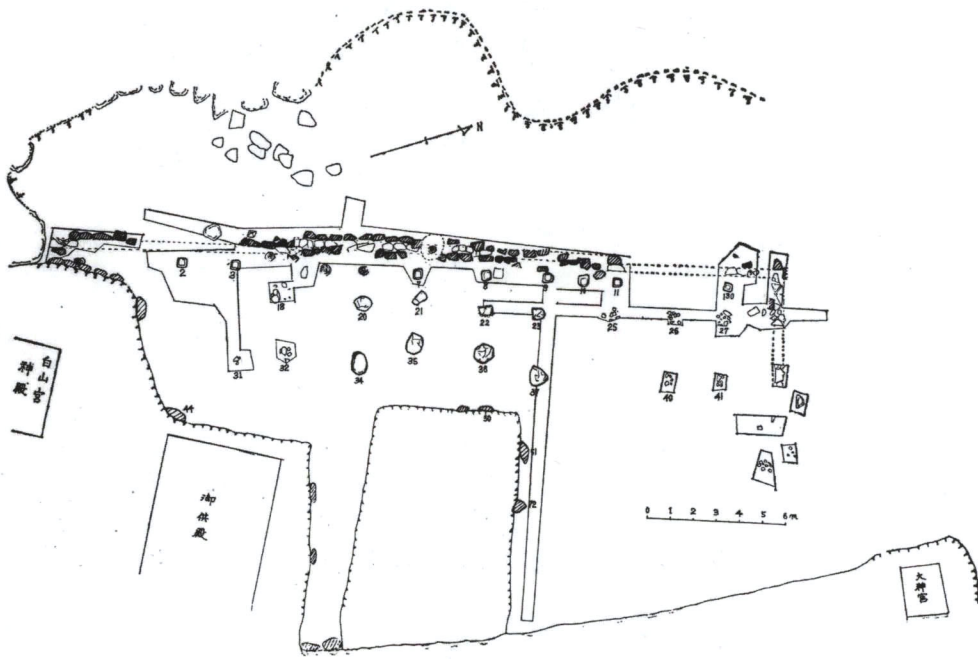
その後、「白山宮旧記」によれば慶長二年（一五九七）に西安寺が炎焼したとの伝承がある。寛文四年（一六六四）には、西安寺跡に白山宮が移設されて、今日に至る。

本稿では、西安寺の建物遺構を基に、これまでの研究の成果を再検討する。

二 礎石群からみた建造物の復元

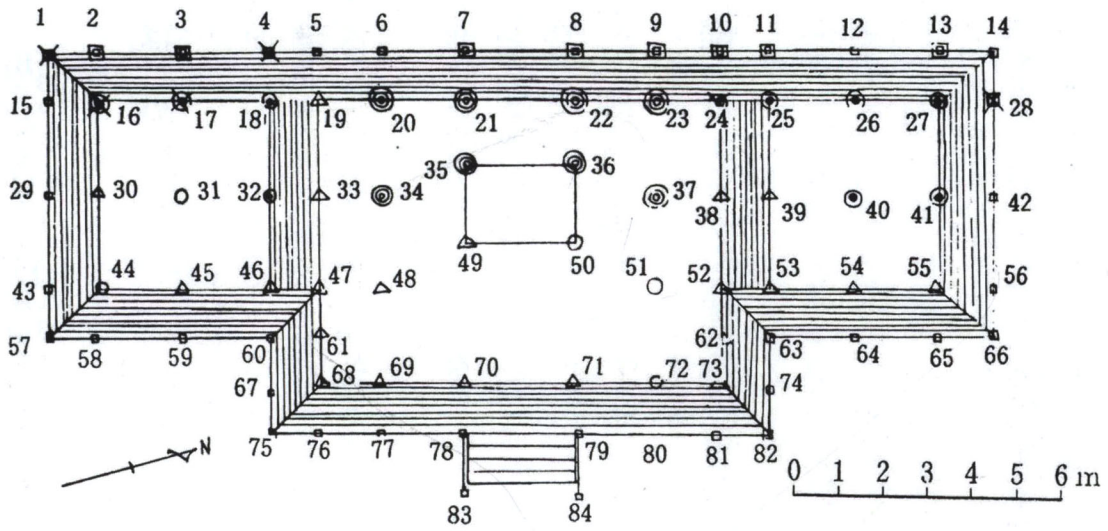
先に昭和三八年に田邊哲夫を調査責任者として、各分野の著名な研究者からなる調査団による調査研究の成果が、昭和四二年に『熊本県文化財報告書第八集』に「西安寺の調査」（以後『西安寺』）として収録され、熊本県教育委員会から出されている。

その調査により確認された建物の遺構跡の実測図が第一図である。また、その調査に基づいて作成された復元図が第二図である。



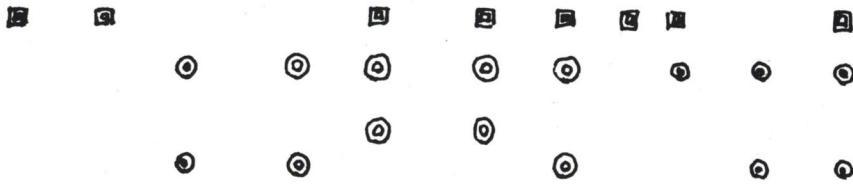
第一図 西安寺廢寺 第二遺跡実測図

前川清一



- ◎現存する礎石 ○不確実ながら存在の徴候のある礎石、根石 ◻現存する縁石
- 現存する根石 ⊗確認できなかった礎石、根石 ⊗確認できなかった縁石
- △未確認の礎石、根石 □未確認の縁石

第二図. 西安寺廃寺本堂推定復元図



第三図



第四図

その後、玉東町史編纂委員長となった田邊哲夫は、昭和四十二年に出された『西安寺』を昭和六十二年に若干部数発行し、そのときの復刊の辞に、「遂に五間に三間の本堂が、両翼に二間に二間の堂を付属する形の建造物を復元することが出来た。とくに二重繰出しのある縁の束の小礎石、石組みの雨溝などは珍しいものであった。さらに南側の大きな石のあるあたりは庭園と考えられる」と、当時の発掘の成果をまとめている。

平成七年の『玉東町史』通史編（以下『町史』）のなかで、田邊は「建物は中央に南北五間、東西三間の棟があり、その両翼に南北二間、東西二間の棟が付属している。中央の建物は中央部の南北柱間は三〇六センチ（約一〇・二尺）で最も広い。東西の柱間は二七三センチ（約九・二尺）あるのに中央部だけは二〇〇センチ（約六・七尺）と短く、中央部には奥に偏つて内陣が営まれていたと考えられる。従つてこの建物は本堂であろう。周囲はすべて幅一三七センチ（約四・五尺）の縁が囲んでいる周り縁となっている。両翼の建物もすべて廻り縁である。建物の裏側を東西に走る雨溝が中央部の棟に相応する部分だけ西に張り出しているのは中央部の建物の屋根が特に大きかったことを示している。」

「中央の建物の東西の間数を三間と推定した根拠である。五間堂と考えれば東西も五間であつても良いわけであるが、東端の礎石は残っていないので、何間であつたかは不明である。しかし、内陣が奥に偏つてのことからも、両翼の建物まで裏側の縁が一直線になつてのことからも、東西は五間でない三間であると推定する方が妥当であると考えたからである。」という。

しかしながら、両書を通観した場合、幾つかの疑問が生じてくる。その一つは、『西安寺』に収められ、さらに『町史』にも援用された建物

の復元図なるものである。

この建物は、白山宮社殿の北側に広がる杉林の中で発掘調査された礎石群の発見とその成果による建造物の復元図であるが、復元図から建物を想像しても、立体としてのイメージが湧かない。一見して変な建物であり、検証の必要があると考えた。

先ず、鎌倉時代の建物の様子を知るために、古い寺院の間取り等を調べてみたが、報告された復元図のような建物には、ついぞ巡り会えなかつた。

そこで、再度、発掘の報告書を読み直してみた。

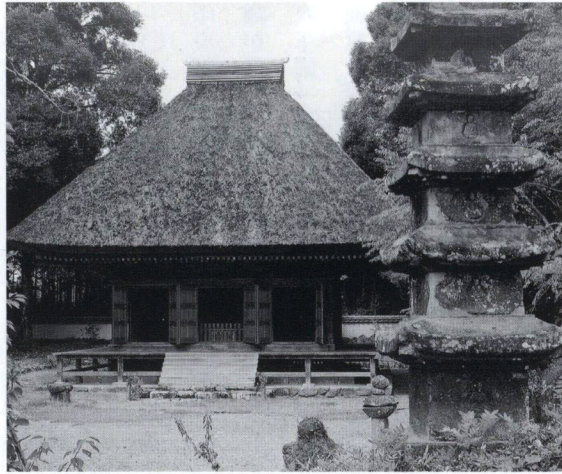
第二図は、その発掘調査により復元された「西安寺廃寺本堂推定復元図」である。

この図で復元の根拠となつたのは、発掘で確認された礎石によるものだ。しかし、礎石については八種類の区分がある。「現存する礎石」「現存する根石」「不確定ながら存在の徴候がある礎石、根石」「確認出来なかつた礎石、根石」「未確認の礎石、根石」「現存する縁石」「確認できなかつた縁石」「未確認の縁石」である。

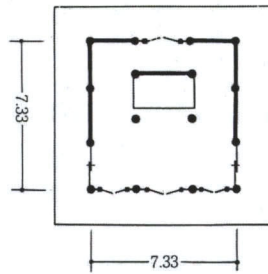
ここで、復元図の線引きを撤去したのが、第三図である。さらに、「現存する礎石」だけを抜き出したのが、第四図となる。

この図から推測されることは、礎石は西側の二列を残したものであること。これらの確実な八個の礎石から推測されるものは、どのような建物なのか。この八個の礎石には思い当たることがある。中央の礎石は、須弥壇（内陣）の礎石である。この須弥壇の位置は、時代が古いものほど建物の中央に位置するもので、逆に時代が下るにしたいが奥壁に近づくことになる。この礎石のズレは、建物の時代を判別する目安ともなっている。

このように見てくると、三間堂の建物であることは明らかである。確認のために、他の建造物で、鎌倉初期の平面図を参考に出来ないか探してみた。山北相良氏の本家の所在する球磨郡には、同時代と見られる建物が存在している。球磨郡湯前町の国指定重要文化財「明導寺阿弥陀堂」(第五図)である。また、第六図はその平面図である。



第五図 明導寺阿弥陀堂



第六図 明導寺阿弥陀堂平面図

国指定重要文化財「明導寺阿弥陀堂」は、浄心により貞応元年(一二三二)に建立されたとされる。当寺は、地元では「城泉寺」と呼ばれ親しまれているが、大旦那である「浄心」がなまったものであろう。

「明導寺」は浄土真宗(真宗本願寺派)の寺院で、大正四年、当時無住であった「城泉寺」を村議会で「明導寺」の飛地境内として編入を議決した経緯があり、この名称となっているものだ。

また、阿弥陀堂の境内には、国指定重要文化財「明導寺七重石塔」「明導寺九重石塔」「明導寺十三重石塔」が寛喜元年(一二三〇)に浄心により建立されている。内、「明導寺十三重石塔」については、明治四四年ころ散乱した石塔を見た米氏により、八代の自宅へ移設された。

ところで、明導寺阿弥陀堂は茅葺の建物である。西安寺の場合は発掘調査時に、瓦の細片が出土している。『町史』で田邊は「この寺は瓦葺」とした。軒丸瓦(第七図)は三つ巴の周囲に二一個の珠点を配しているもので、玉名市築地にある浄光寺の瓦と類似しているという。

この点については、次の二つの可能性が考えられよう。

一は、田邊の主張どおり瓦葺と見る。二は、茅葺と見る。この場合瓦は、



第七図 西安寺跡出土瓦

三間堂のものではなく、近くに建てられた寺院の施設に被せられた瓦が紛れ込んだものではないのか。

いずれにしても、外観をイメージすると、瓦葺の場合は国東の富貴寺阿弥陀堂^①、茅葺の場合は明導寺阿弥陀堂のようなものであったと見られる。

なお、現在の白山宮本殿拜殿が建立されている場所にも、何らかの建物があった可能性が高いと思われる。

三二 まとめ

以上のことから、昭和三八年の調査の建物遺構から見えてくるのは、三間堂の姿である。

おそらく、山北相良の祖とされる頼平は、幼少期から山北へ配置されるまでは、相良頼景館の位置する球磨郡多良木町に居住していたと推測される。頼平が球磨に住んでいた時期で、宗教的なイベントとしては、なによりも浄心が建立した阿弥陀堂と、それに続く七重塔・九重塔・十三重塔の石造物群の建立であろう。これらは、頼平に強いメッセージを与えたとしても不思議ではないだろう。

研究編第一において、西安寺跡に残る正嘉元年（一二五七）銘の五輪塔は、頼平の逆修供養による建立であることを明らかにした。この五輪塔に刻まれた銘文の「當寺」は既に頼平が山北の地を根拠とし、そこには頼平によりもたらされた仏教文化が根付いていたことを裏付けるものであろう。

注

①富貴寺については、当初の姿は瓦葺きであったかどうかは不明である。ここでは、外観のイメージとして紹介した。

参考文献

文化庁監修『国宝・重要文化財大全』毎日新聞社 平成一二年

文化財保存技術協会編『重要文化財明導寺七重石塔保存修理工事報告書』湯

前町昭和六〇年

玉名市『玉名市史』通史編上巻 平成一七年

五 文献から見た山北相良氏について

工藤敬一

一 はじめに

本稿の目的は、西安寺五輪塔群の歴史的背景、その造立主体と考えられる西安寺の大檀那山北相良氏の存在形態を考究することにある。

西安寺五輪塔群、とりわけ鎌倉期の年紀をもつ諸塔について、近世の「新撰事蹟通考」、「肥後国誌」、明治前期の「古塔調査録」と、銘文の読解がすすめられて来たが、昭和四二年（一九六七）田邊哲夫を中心とする西安寺の総合調査『西安寺の調査』（玉東町文化財調査報告 第一冊）が刊行され、建築跡、五輪塔、板碑、文書と歴史、の各章で、詳細な研究成果が発表され、五輪塔銘文もあらためて読解された。その後、多田隈豊秋『九州の石塔』、玉東町教委『玉東町の仏神像・石造物』で若干の修正がなされた。しかし相良氏の肥後所領獲得の事情が明確でなく、ことに山北領知に関する文献資料が皆無に近い状況で、正嘉元年の二号塔、正応元年の三号塔、嘉元二年の一号塔の鎌倉三塔の歴史的位置はなお明確になるには至らなかった。

『西安寺の調査』と相前後して阿蘇品保夫によって相良家庶家文書の写と系図が発掘紹介された^①（以下「庶家文書写」という）。本文書は従来まったく知られていなかった山北相良氏の庶流に伝来した文書の写しであり、これによって、相良頼平を始祖とする山北相良氏研究の端緒が開かれた。ついで瀬野精一郎によって山北相良氏系統の筑後三池荘北郷支配に関わる史料（日向田部文書）が紹介された。そしてこれらの新しい史料を駆使し、大城美智

信は、頼平流相良氏の筑後所領支配の実態を明らかにするとともに、山北領知についても新しい知見を打ち出した^②。

一方現地にあつて山北相良氏研究に打ち込んだ前田重治と狩野昭巳は、五輪塔銘文の綿密な観察から、正応塔の施主「浄口」を「浄願」と読み、三塔は浄信・浄願・浄位の山北相良氏三代の塔であると示した。また、両名は南北朝期以降戦国期にいたる山北氏についても依るべき見解を発表した^③。

三塔の性格や造立主体、造立時期について、田邊は正嘉塔をふくめ、形状は類似しており、鎌倉末期「浄位」を法名とする三郎左衛門という山北相良氏の頼平の子孫によつて造立されたものと推測、大城も正嘉塔は頼平の嫡子頼用の造立かとし、正嘉元年八月は頼平忌日であろうとする。それに対し、前川清一は、長年の金石資料研究に基づき、三塔はそれぞれの紀年の年の彼岸に、施主自身によつて造立された逆修塔であり、三塔は形状に相違があり、それぞれの時期の標準的五輪塔とみることができる、と主張している^④。

これらの研究成果は、平成七年刊行の『玉東町史通史編』に盛り込まれている。本稿はこれらの成果に学びつつ、若干の考察を加えたものである。

二 山北郷の歴史的位置

五輪塔の製作者である相良氏が、山北郷に関わりを持つのは、鎌倉幕府成立後であるが、まずその前提となる平安末までの山北郷の歴史的位置を確認

しておこう。山北郷はいわゆる和名抄郷ではなく、郷名の中世所領である。中世史料に登場する玉名郡の郷には玉名東郷、同西郷と山北郷があるが、東西、あるいは南・北といった形で郡の分化は、一般に十世紀末から十一世紀初頭の比較的短期間に進行したことが既往の研究で明らかにされている。これらの郷は十世紀末、国家への上納物が代物によつて納められるようになり、従来の調物使などの税目別国使は一本化され収納使がおかれ、郡司は郡内の徴税責任を追及されるようになり、一員化する。郡の分割は一員郡司化にともなう郡の再編であつた。玉名東・西郷も十世紀から十一世紀前半に収納体制の変化として成立したものであつたと考えられる。

これに対して山北郷は、十二世紀後半に確立する中世の荘園・公領の一つであつた。中世玉名郡の荘園・公領について、「新撰事蹟通考」などの近世地誌は、いずれも玉名郡の村々を、山北郷・玉名荘・大野荘・江田荘・東郷弥荘・千田荘・白間野荘・伊倉御宝荘・野原荘に所属させている。この区分は慶長九年（一六〇四）の青びよし玉名郡先高物成御帳（県立図書館所蔵）までさかのぼる。明治十年代の「玉名郡誌」も「荘郷」として「中古山北ノ一郷ト伊倉・大野・野原・白間・玉名東郷・江田・千田ノ八荘二分ツ」としている。しかしこのうち千田荘は中世は山鹿郡であつた可能性が高い。一方、東郷弥荘と伊倉御宝荘の呼称は中世には全くない。そして江田荘と東郷荘は、荘園制が解体する南北朝後期以降に見られるもので、本来は王家領（仁和寺領）玉名荘内の地域呼称であつた。この玉名荘は、近世地誌以来知られていた大宰府天満宮安楽寺領の玉名荘とは別の、より広大な地域を占める王家領荘園であつた。

従つて中世玉名郡は、山北郷・伊倉荘（保・別府）・大野荘（別府）・野原

荘・白間野荘・安楽寺領玉名荘・王家領（仁和寺領）玉名荘の一郷六荘という体制が、荘園公領制下の基本的枠組であつたと思われる。

しかしながら山北郷は平安時代にはまったく見えない。山北の史料上の初見は、寛元元年（一二四三）の関東下知状（史料一）に引用されている安貞三年（一二二九）正月の相良頼景の書状に、「山井山北内式所」とあるものである。山井は「泉新荘内山井名」であつたが、山北については郷とも名とも書かれていない。しかし山北が郷名の中世所領であつたことは、南北朝期正平二年（一三四七）の中院定平？御教書（史料四）に、相良氏の由緒の所領名として、遠江国相良荘や播磨国須河荘などとならんで、「山北郷」が見えることから確かであろう。山北郷は郡内唯一のまとまつた国衙領であつた。

しかしなぜ山北郷が国衙領となつたのかはわからない。田邊哲夫は白木の山北八幡宮の縁起「史記」の記事などを参考に、何人もの肥後国司を輩出した丹南鑄物師で有名な河内丹南を本貫とする多治比氏が、新興製鉄地に着目して進出したことで、山北の地が国衙と強く結び付けられることになつたのではないかという。縁起によると多治比氏が同社の祠官を世襲したが、菊池隆直から菊池郡伊牟田の地を寄進され伊牟田姓を名乗るよう命じられ、以来伊牟田姓を名乗つたという。これは祠官家の伝承であつて、直接国衙との関係を示すものではないが、郡内唯一の国衙領として山北郷が存続した背景に、山北の在地の勢力が国衙と強い関係で結ばれていたことは認められよう。

ところでさきに山北の地名の史料上の初見は鎌倉前期の安貞三年といつたが、地名自体はかなり以前にさかのぼるであろう。元亨元年（一二二一）三月三日阿蘇社進納物注文（阿蘇家文書）に「権大宮司とり申候初米所々」として、「このは、山きた、いなさ、わた、つちはし、おた、えた、しろいし、

たまな、はさま、たかせ、いくら、たかみち、おうの、うすまな、みなみのせき、きたのせき」があげられている。これらの所は一の宮である阿蘇社への初穂米のうち権大宮司取分の負担地域であるが、中世の荘園公領名ではなく、それより前から国衙が賦課対象とした実態的な基本単位地名であろう。中世山北郷は荘園化しなかったことでその単位地名が公領の名称(郷)として生きつづけたのである。

なお中世山北郷の範囲であるが、慶長九年の先高物成帳が山北郷としているのは、木葉村・安楽寺村・稲佐村・二俣村・白木村・西安寺村の六村である。このうち安楽寺村一帯は、中世には安楽寺領玉名荘で現在も玉名市である。中世の玉東は稲佐・木葉・山北の三地域に分けられるが、このうち山北は大字西安寺・上和田と二俣の大部分を占め、棚田と小河川沿いの僅かな田地の外は、畠地と山野を主とする地域であったと見られる。相良氏が得た所領も初発においてはそれら限られた地域であったろう。次項でふれる西安寺石堂碑文は山北郷を三十五丁とする。なにによるのか不明だが、当初の所領はこの程度だったか。ただ南北朝以降山北郷と呼ばれたものは、稲佐や木葉などをふくめたほぼ今日の玉東町域を指していたのではなからうか。

三三 山北相良氏について

この山北郷を領知した相良氏最初の領主とされるのが、肥後相良氏の始祖頼景の三男とされる頼平である。そして問題の鎌倉三塔中、もつとも古い「正嘉元年丁巳八月日 當寺大檀那、遠江国住人相良五郎左衛門入道浄信」の銘文をもつ二号塔の浄信が頼平の法名と見られている。

この頼平の名が大日本古文書の相良家文書に見えるのは、「肥後国山北西安寺石堂碑文」の端裏書をもつ古文書である(史料三)。

これには遠州より兄弟三人が鎮西に下行したとし、嫡子相良三郎長頼、二男相良宗頼、三男相良頼平の名を挙げ、二男の領地と三男の領地の明細を書いている。三男頼平の領地は山北郷三十五丁、屋気村十二町、板井村三十三丁、筑後国三池郡玉村、今村、山崎村六丁、中浦村があげられている。これら頼平分の各地は、山北郷以外は現在地の比定は困難であり、筑後三池郡の各村にいたつては、後述する明らかに頼平の子孫の領有がみとめられる弥富、倉永の両名との関係はもちろん、三池郡内の現地名とも全くつながらない。この石堂碑文について、荻野三七彦は本文部分の書体は鎌倉後期のものとみられるとしたが⁵⁾、大城は三池郡四か村の地名がどれ一つ今日に伝わらぬこと、「三池郡」という表記は鎌倉期には見られないことなどから、この文書は中世末ごろ何らかの伝承にもとづいて書かれたものであるとして、鎌倉期の実態を示す史料としては利用できないとする、そのとおりであると思う。

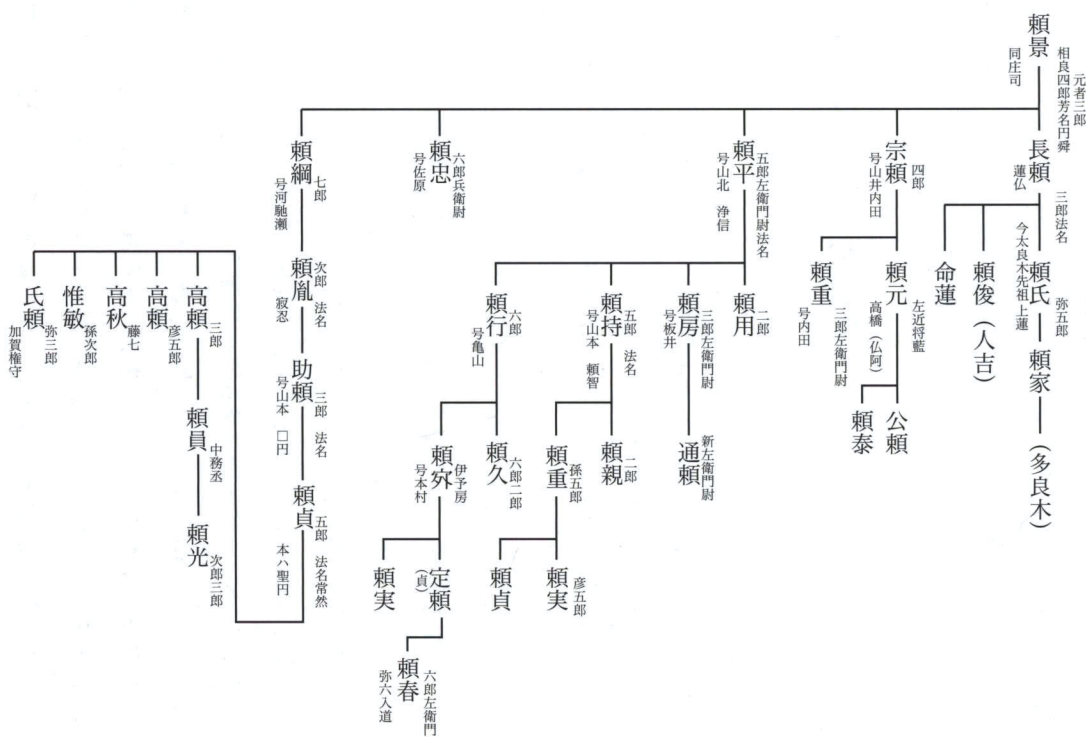
なお、「しかるべき碑」の存在も、地元での徹底的な調査によっても確認されていない。ただ頼平の所領が筑後三池郡などにあつたことは、以下紹介するように、確実な史料からも確認される。

山北相良氏の実態は、阿蘇品が紹介した相良家庶家文書写および系図、そして昭和四一年瀬野精一郎編『肥後国三瀧荘史料』(九州荘園史料叢書)に紹介された文永十一年(一二七四)七月一日の筑後国守護所直人注進目録と同日付筑後守護大友頼泰請文(史料七・八)等による大城の研究でかなり明らかとなった。以下その大要を記す。

日向田部文書の当該史料は、筑後国の三瀧荘と三毛荘において、得宗勢力

の浸透の中から起こつて来た在地紛争に關し、筑後守護大友頼泰が守護所に
 事実關係の調査を命じたものへの報告書の類であり、現状は両荘分が一部欠
 落のまま張り継がれている。この中の三毛荘の部分に、頼行・頼持・頼国・
 頼久などの人名が散見される。これらの人物を相良庶家系図と照合すると、
 頼国以外の三人はいずれも頼平の子または孫であることがわかり、彼等は三
 毛荘北郷（現大牟田市内）の倉永名・弥富名などを知行していた。そして守
 護所の報告では、弥富名内の元頼久分田地二十町一反二丈について、「田所
 注文の如くんば、畠地の員数においては不分明、頼持・頼行所帯の頼平讓状
 を披見せらるべきか」と述べている。弥富名は頼持・頼行らが父頼平から讓
 られたものだつたのである。頼平は山北以外に三毛荘北郷内にも弥富名・倉
 永名等を領知し、子息らに讓つたのである。この注文目録と同じ日付の大友
 頼泰の請文には、「惣庄沙汰人ならびに本新地頭方」という文言があり、注
 文目録には、弥富名内の福丸箆（箆は海中に立てる魚獲用の仕掛け）を、地
 頭の神兵衛尉実景が横領していると頼持・頼行が主張しているところからみ
 て、頼持らが本地頭であつたろう。つまり頼平の権利は地頭職であつたとみ
 られる。そしてこの相論は、頼平から子息等に讓られたあと、その半分（頼
 国・頼久領）が得宗（前武州〓北条長時）分とされたことに關連する新地頭
 神兵衛尉実景の権限ともからんで起こつたものであつた。

この相論がどう展開したかは鎌倉時代にはまったく史料がなく分からな
 い。しかし、南北朝期までは相良氏の三池荘北郷についての権益は部分的な
 がら維持された。建武元年（一三三四）七月廿二日、沙弥聖圓は養子の又千
 世丸に、三池荘北郷山本村内の三か所壱町五段を讓与している。（史料九
 本文書以後「三池荘」と見えるが、いずれも写である。）



相良氏系図（阿蘇品保夫氏所蔵「写本相良庶家系図」を中心に作成）

さらに聖圓は貞和三年（一三四七）十月八日、孫子の鶴寿丸に同じく三池荘北郷内尾尻山本村内の田地二町三丈と屋敷一所および安行名三分一地頭職を譲与し（史料一〇）、これについて翌年五月廿七日足利直義が安堵の下文を与えている（史料一一）。この沙弥聖圓は相良庶家系図によると、頼平の弟七郎頼綱系の頼貞とされている。そしてその嫡孫に中務丞頼員がいて、延文元年（一三五六）六月三日北朝の後光厳天皇から中務丞に補せられている（史料一五）。おそらくは聖圓の子三郎高頼が早逝したのであろう。一方の養子又千世丸は系図上誰に比定出来るか分からない。相良庶家文書と系図は、系図に見る通り頼平流の三池荘北郷を領知した山本ないし亀山系のものである。そして特に頼貞（聖圓）の子孫について詳しく載せられており、この系統のものかと思われる。ただいますこし検討を要することは、頼貞の名が頼綱系と頼持系両方に見え、しかも頼持について「号山本」とあり、頼綱流の頼貞の先代助頼にも「号山本」と注記されていることである。このことから大城は、聖圓頼貞は頼持の系統かもしれないとする。頼綱系の方の頼貞についての「法名常然本ハ聖圓」という注記をもつて、両系統の混同に由来すると見ることもできるが、聖圓の孫子鶴寿丸への貞和三年の所領讓状と、この鶴寿丸に比定される頼員を中務丞に補任した口宣案（史料一五）の存在、及び頼持系頼貞の後継者の記載が一切見られないことから、彼が頼綱系を継承したことも考えられる。

そして、貞和六年（一三五〇）三月足利直冬は、一色道猷を討つため相良孫次郎なるものに出陣を求めている（史料一二）。系図によると、聖圓の第四子惟敏に孫次郎と注記されている。ついで同年十月八日には相良弥六永頼が「亀山内本村田島屋敷山野（河脱力）海井三原西田地吉町五段屋敷吉

所地頭職」の安堵を足利直冬にもとめ、安堵されている（史料一三）。弥六永頼の名は系図には見えないが、大城は庶家文書中に見える「三池北郷弥富名亀山相伝次第」と題する系図（史料一六）に見える「伊予房 号本村」の注記をもつ頼行系の頼舜の子で「孫六入道」の注記をもつ貞（定）頼に比定されるかもしれぬ（弥六と孫六の誤写）としている。そしてさらに永徳二年（一三八二）八月、今川仲秋は三池北郷弥富名について、当給人小倉兵部少輔の知行を退け、相良左衛門入道への返付を命じている（史料一四）。大城は彼を亀山相伝次第に、「六郎左衛門尉 孫六入道」と注記されている頼春に比定している。いずれも従うべき見解と思われる。

これを最後に三池相良氏の史料は途絶える。「豊西説話卷三」によると、その後相良大和守頼勝が豊後に移り大友氏に仕え、相良頼俊と号し、日田郡中城村に住したという。

以上縷述して来た頼平流相良氏の流れを示す史料は、すべて筑後三池荘北郷関係のものばかりであつて、肝心の山北本宗の動きを示すものはまったくない。今一度、相良氏の九州支配の始源に立ち帰って考えて行くことが求められる。

四 相良氏の山北領知

(一) 山井・山北領知のはじまり

前述のように相良氏の山北郷領有を示す最初の史料は、寛元元（一二四三）年十二月廿三日の関東下知状（史料二）である。本状は相良三郎兵衛尉頼重（前掲の相良庶家系図は三郎左衛門尉としている）と伯父の三郎長頼（法名蓮仏）

の相論についての裁許状である。その第一項「肥後国泉新庄内山井名事」の中に、頼重申す如くんばとして、「件の名は祖父頼景法師の所領なり、親父宗頼これを譲得て四十余年知行の處、去る嘉祿三年（一二二七）三月讓状並びに契状を書き置き置き死去の間、彼状に任せて頼重伝領すべきの處、舎兄頼元濫訴の刻、安貞二年（一二二八）十二月本主頼景頼重に譲り給うの時、嫡子蓮仏加判し畢ぬ。而るに仁治二年（一二四一）十二月頼重、頼元妻女を密懐の由無実を申付け押領せしむ」とあり、蓮仏は「宗頼が未処分で死去したので、頼景が頼元・頼重に所領を配分した時、蓮仏が（惣領として）加判した。頼景の頼元への讓状には頼元・頼重不和の時はこの所領を悔返し長頼知行すべしとある」、また頼景の安貞三年正月の自分への讓状には、「長頼一期の間は、背命の時は「山井山北内式所」の所知は悔返し、長頼の沙汰とすべしとある」と主張している。山井名の所領は、嘉祿三年宗頼が讓状を書き死去するまで四十余年というから、その始源は、文治元々三年（一一八五〜七）にさかのぼることになる。宗頼死去後、頼景が改めて頼重に讓与した安貞二年や頼景の蓮仏苑の讓状の安貞三年正月からみても、頼景の山井名領有が鎌倉幕府の成立する文治年間にさかのぼることは明らかである。この相論の対象は、山井名についてであるが、長頼提出の頼景讓状に「山井山北内式所」とあるところからみて、山井も山北も文治年間以来頼景が領知し、宗頼らに讓与したものとみてよからう。

なお、蓮仏あての安貞三年正月の讓状は、大城の主張通り山井・山北をふくめた所領全体についての蓮仏（長頼）の惣領権を認めたものであつて、山井山北そのものを讓与したものではない。

頼景の山井名領有の始まりについても一つ参考となる史料がある。鎌倉

初期のものと思われる石清水八幡宮文書目録（史料五）の中に次の二点の文書名が記されている。「山鹿北郷被付寄進状、將軍家消息」「元暦二年八月、肥後国安富領内山鹿北郷百丁將軍家寄文」、この二通は同じ事態に関わる文書であり、「山鹿北郷百丁」は他に山鹿郡内に石清水八幡宮寺の所領はないので、同宮寺領である泉荘の成立・発展と関連するものと考えられる。安富というのは平頼盛の仮（嘉）名であり、安富領は公領の中で頼盛が一定の私的權益を持つ所領で、肥後・筑前・肥前の各国に確認される。これらは頼盛が平家の全盛期に、鎮西諸国に確保した所領群の総称であつたと判断される。平家が都落し朝敵となると、それらは没官領となつた。頼盛は母池禪尼がかつて頼朝の命乞いをしたことから、平家一門の中で孤立し、都落ちに加わらずやがて鎌倉の庇護を受ける。

寿永三年（一一八四）四月、頼朝は後白河上皇から送られてきた没官領注文のうち一七か所を頼盛に返付した（吾妻鏡・久我家文書）。この中にのちに蓮華王院―八条院領の人吉荘となる「球磨白間野荘」がふくまれていた。頼盛は八条院司でもあつたところから八条院関係の頼盛領が返付されたのである。そして同年八月山鹿北郷安富領百町が石清水八幡宮寺に寄進されたのだつた。

泉荘には本荘と新荘があり、本荘は現山鹿市鹿本町の高橋・津袋・庄の一帯で、ほぼ旧稲田村の村域にあたる。一方山井名を主体とする新荘は、同市菊鹿町の旧六郷・内田両村域にあたる。本・新両荘はその成立の由来を異にするが、大治三年（一一二三）、以降は、ともに宇佐弥勒寺領として石清水八幡宮寺の管下にあつた。ともに山鹿郡の菊池川以北で、山鹿北郷に属するとみてよい。安富領百町がどちらであるか、双方分であるかわからないが、

相良三郎兵衛村賴重高伯三郎長賴法師

一 肥後國新内山村名事

右對之處由中刻子經之新給賴重中者伴名祖之賴重法師而
領出親父之賴重得之予余幸之行處其妻三季三月三賴重言議
并契於余兩信彼賴重可傳領之處全賴重非近刻於具季十月
主賴重讓給賴重之時婦子連傳判予如仁治季十月賴重發家賴元
妻之由中付無實名相領之如連傳中者之賴重定之同賴重之
所領於賴元賴重之時連傳判予如論也如賴重言議於予者賴元賴
不越時者返任所領長賴可知行中我予而賴重言議於妻查同
連傳所代官也之如賴重所進賴重言議於予十月七日讓於并官
季自其自安房鄉下文者并名之賴重所領之奈無其儀如連傳所
讓下賴元安負季十月十日於賴元賴重不知時者長賴可知行中
同所進賴重言議下連傳自季十月日者長賴一期前自今之時者并
內或所之知者返之可之長賴之沙也

之程賴重高伯可領案件并名發家賴元妻之間依彼待事案方
者所被補也也今主者賴重可領之矣以連傳所領言之上位事
致狼藉之間所被刻子所領言國之吉庄未分也矣

一 高橋内作中矣

右賴重中者連傳娘者自幼少賴重母堂令養育之處父之賴元死之後
為連傳之計之賴重勤切所領高橋内刻之令讓彼娘平而連傳取此娘之
上管領所領不及之事沙汰之其自也其賴重母堂可領知事秋被仰
如連傳中者之賴重見存之時可令讓對之有伴中之連傳所討死取返娘事
虛之也好平夫能之虛難刻之間成存平中成之時平相讓於所領事其者
賴重取用示死給女子之間去季所刻代官於平中矣可懸賴重之者
不取返娘重中之者早可返為伴娘賴重堂於所領者傳信主傳之娘
可領事矣

一 名良木内

右賴重中者伴名筒村并地中者去連保至賴重以自筆讓言賴重
先于父死季仍賴重一期之後者賴重一傳領之處連傳所領言如連傳
中者伴名筒村言賴重言讓得彼多良木者連傳讓得之給安房鄉下文者賴重
與所領於賴重中成安房鄉下文之時伴名筒村不書之矣之如賴重所進賴重
連保至讓狀者為先刻之上不常鄉下文及連傳進安負季八月賴重言議
并賴重之次者為後刻之上同季十月安房鄉下文明鏡也彼筒村言賴重言讓得
自何不書之矣其讓狀之自連傳中者有其銘以早傳信賴重之監訴連傳中

者何不書矣其讓或之有違佛所中其請改單俾植重三非新違佛可
領事件也筒村也矣

一 宣地 綾小路 事

右植重中者伴他者植重與之宣地處彼女房之宣地奉覽欲流之類
宣植重亦之知行首女房令事之間請事其件違事者植重俾領重去
完書事于改違佛可見證之宣中之乞取之後所植重也其寺子經可被行請
欲之如違佛中者伴他者以違佛未矣務名親之植重實取事使者具 屋家
法也世植重讓宣地事 植重 宣地事 植重 宣地事 植重 宣地事 植重

然謂之者之雅書之不可及今論起請及其上宣植重處之宣地事者雅為之類
他植重矣聞端于植重可領知之矣之者伴他事以違佛宣地植重之宣地事
宣不帶指系錢不可領事之上宣中然請之間旁不及子經俾植重聞端植重
各可知行或之有違佛雅書之加植重所進違佛造平左衛門尉成信許七月
七日 付安員 書狀者親存生時者植重 領 可領給所領宣地事 以和字
者作書狀何可變詞或之出植重所中其請改然則俾違佛之俾領
植重可令領宣地事矣

一 換物事

右植重中者奉正月違佛代官於山井名之植重又之百姓藤原
一類之并馬是之宣地令御管事之違佛事之違佛事知子經代官清元可事
云之清元事者彼藤原望一類者清元妻等下也逃失之後不知行宣地處見

在內井之間所取也次書言者百姓藤原二逃之之間取之果此外書案如
及之者伴藤原望一類之清元妻等下之事其外人馬令御管事
御守謹所被事宣之後可有左右也次書言者取事清元次事早可事
本重矣

以前五箇条依鎌倉殿下知件

寬元元年十二月廿日武藏守藤原

百町という概数表示であるので、或いは泉荘の公田数であったかもしれない。そもそも本荘にしろ新荘にしろ排他的な一円荘ではなく、半不輪的性格の所領であつたから、安富領の寄進で石清水八幡宮寺領としての性格は強くなつたであろう。そしてこの没官領化と八幡宮寺への寄進の前後に、山井名は勲功地として頼景に給されたのではなからうか。

山北については全く手がかりがないが、「山井山北内式所」と両者がセツトとして扱われていることからみて、山井と同時に頼景領となつたものとみておきたい。そしてその所領はいわゆる文治勅許以後の歴史の中で地頭職ないしそれに準ずる所領として伝領されていくのである。

(二) 山井・山北の領知形態

前述のように、頼景から宗頼らに譲られた山井・山北等の庶子分所領に対して、嫡子として多良木を中心に、元久二年(一一〇五)には人吉荘の地頭職を得て、球磨郡を広く領知するにいたつた嫡子長頼(蓮仏)は惣領権を行使した。さきの関東下知状の第二項「一、高橋内作田參町 早瀬・小中島両所島拾余町事」によると、頼重は、「自分の母が蓮仏の娘(出家後の法名命蓮)を養育していた。宗頼の死去後、蓮仏は「宗頼勲功所領高橋内」を彼の娘に割分けたが、その後娘を取り返し、その所領も管領し公事の沙汰もしない。早く頼重母堂に返すよう命じて欲しい」と主張、蓮仏は「これは宗頼の意志によつて彼の娘に譲ることにしたものである。娘を取り返したというのは虚言で、娘は結婚後夫と離別して尼となつた。その所領を頼重が私用し彼女に宛給さないで、去々年代官を入れた。公事は頼重にかけらるべきもの(頼重の管轄所領ではないから)ではない」という。裁許は、蓮仏が娘を取り返

していないといつて以上、早く娘を頼重母堂のもとに返し、所領を領掌させるべきであるとする。この問題はのちに命蓮代の相良家惣領頼氏と頼重の相論につながっていく(史料二)。

ここで問題は、高橋が「宗頼勲功地」とされ、宗頼の意志で蓮仏の娘に与えていることである。宗頼は父に先立つて早逝しているから、頼景からの相続分の贈与とは考えがたく、たしかに高橋は、宗頼の勲功地だったのである。あるいは承久の乱の勲功地であつたかもしれない。なお高橋は、のちに「高橋荘」とも呼ばれている。ただしこれが即泉本荘と重なるものであつたかその一部の呼称だつたかは不明である。

いまひとつこの関東下知状で注意されるのは、相論の第三項目「一、多良木内 古多良 竹脇 伊久佐上 東光寺以上四箇村事」である。頼重は、この四箇村合せて四十町は、建保二年(一一二二)に頼景が自筆で宗頼に譲つた所であり、宗頼が早逝したので頼景没後は自分が伝領すべきもの、と主張、蓮仏は安貞二年の譲状にもとづき多良木は自分が譲られた所で多良木には宗頼分はない、と主張する。裁許は、建保二年分は先判で、安貞二年八月の譲状が後判であり、それは一二月の安堵の下文で明白であるとして頼重の主張を退けている。つまり、頼景はいつたん建保二年に子息らに分散的に所領を譲り、宗頼にも多良木(球磨)の所領も与えていたが、宗頼死後、安貞二年それを改めて、多良木はすべて長頼分としたのである。その間に承久の乱もあり、宗頼の高橋獲得など、(頼平の筑後国所領もこの間の恩賞地であろう)、一族の所領状況も変化し、それに対応する譲り直しであつたろう。

そしてこれによつて、惣領分と庶子分の所領は地域的に分化し、それぞれ独自性をつよめていくことになるが、惣領長頼としてはそれ故にこそ惣領権

を強く主張し、頼重との相論となったのではなからうか。

以上の経過からみた時「山井山北内式所」はどう見るべきであろうか。

大城は安貞三年の頼景讓状は、惣領長頼に与えられたもので、おそらくその文言は、頼景が後事を惣領に託するに際し、長頼の惣領権を保障する内容のものであった、とすれば「山井山北内式所」とは宗頼に与えた所領だけをいうのではなく、庶子たち、すなわち宗頼・頼平に与えた所領を指すと考えるべきであろう、つまり宗頼には山井と山北の一部を、頼平には山北のうち宗頼分を除く分を与え、ここに山北相良氏が成立した、とする(玉東町史)。納得できる見解である。ただ最終的に山北内二所が、宗頼と頼平に分与されたとする点については異論もあり得よう。建保二年の讓与では山井も山北内二所も宗頼に譲られたが、安貞の譲り直して、山井と新恩地の高橋は宗頼に、山北は頼平に譲られたとみることも可能である。その後も史料を遺す内田相良氏の文書中に、山北については全くふれるところがないからである。この点は五輪塔群の人名比定とも関わる問題である。

(三) 山北相良氏の入部時期

三塔銘文の人物比定や造立主体・時期の問題は、相良氏の入部・土着をどうみるか、ともかかわって来る。従来、東国御家人の九州所領への下向土着の時期は、一般的に蒙古襲来の段階以降とみられて来た。たしかに同じ肥後国玉名郡の野原荘地頭小代氏は、蒙古襲来への不安が高まる文永八年(一二七二)下向を命じられている。しかし、小代氏の場合、野原荘は宝治合戦の恩賞地であって、相良氏とはかなり状況がちがう。相良氏の場合はどうであろうか。

弘長三年(一二六三)六月廿九日の少貳資能請文(史料六)に注目したい。本状は高橋荘(宗頼の勲功地高橋Ⅱ泉本荘内)の預所好秋が、「名主相良左近入道子息等并三郎左衛門尉(頼重)」の年貢抑留を訴えたことについて、大宰府における審理状況を報告せよ、との鎌倉幕府の命令への返答である。それには、「故相良左近入道仏阿子息二郎公頼と舎弟の三郎頼泰それに三郎左衛門尉頼重等に上府(大宰府への出頭)するよう命じたが、公頼は、この問題は自分のみでなく他の頼泰や頼重とも関わるので一緒に上府したい」といつて上府しない、頼泰は関東に参上しているといいつて返事を出さない、頼重は「傍の訴訟」(別の訴訟)で期限を切つて呼び出されているので関東で説明したい、といいつている」と記されている。

この仏阿は泉本荘の高橋郷を宗頼から相続し、高橋氏を称した頼元と考えられる。そして、頼重はその弟の山井名をめぐる相論の主役三郎兵衛門尉頼重以外には考え難い。ただここでは「三郎左衛門尉」とある点不審が残る。

それはさておき、彼等は太宰府の法廷に「上府」することを求められている。頼泰と頼重は、鎌倉に行つており、未だ一族土着の段階とはいえないとしても、「上府」を命じられた山井相良氏にとつて、文治の頼景以来の所領泉荘は、事実上本領と觀念されていたのではなからうか。相良氏の場合、惣領家においても本貫の地遠江国相良荘は、早い段階で拠点となる所領ではなくなつたのではないか。相良家文書の中に相良荘に関する史料が全くなく、現地にもはつきりとした関連の石造物すら残らないことは、相良氏が早期に肥後に拠点を移したことを示しているのではなからうか。そして相良氏が山北の五輪塔をはじめとして、文書においても「遠江国住人」を強調したのも、在地支配への権威付けとともに遠くなつた本貫地への思いがあつたのではなからう

か。

相良氏の肥後支配が何時から土着といえる状況になったかは明らかではないが、私は相良氏に限らず東国武士が西国に所領を得た場合、本格的移住以前、勿論代官をおいたとしても、自身しばしば下向し、所領経営に当たっていたと考えている。頼平も正嘉元年の段階で土着といえる状況であったかどうかは不明だが、幾度も現地を訪れ、西安寺を菩提寺化するなど積極的に所領経営に関わっていたのではないか。

(四) 山北相良氏の在地支配

頼平以後山北はその嫡流によって支配されたであろう。系図では頼用が嫡流であるが、その後の記載がなく、二男の三郎左衛門尉頼房が嫡家を継いだとする大城の所見に従いたい。正応塔の浄口を浄願と読むことの当否は不明だが、三塔を山北三代の塔とみることは賛成である。

しかし具体的な山北支配の実態はまったくわからない。『玉東町史』は、現在西安寺側の谷と白木谷が交差する上白木に「城山」、「城林」などの小字があり、立地からみてもこの附近に相良氏の居館があり、隣接する「座主」が西安寺の座主坊があったところとみている。

南北朝以後の山北相良氏の動向はほとんど不明である。南北朝期山北の名が見える史料は、正平二年（一三四七）南朝方の中院定平が、征西將軍宮の肥後入国を目前にして、相良氏の惣領である人吉の相良定頼に、本領遠江国相良荘・人吉荘北方・肥後国山北郷・播磨国須河荘の安堵を条件に、一族の挙兵合力を呼びかけた文書が相良家文書に伝えられている（史料四）。これらの所領はいずれも、相良氏にとっては鎌倉初期以来の由緒ある所領である

にもかかわらず、当時には全く不知行となっていた所領である。山北郷もはや惣領権の及ばない土地になっていたものと思われる。一方西安寺には文仲（中）二年（一三七三）の南朝年号をもつ五輪塔（四号塔）が遺されており、当時山北が宮方の支配下にあつたことがわかるが、造立者が相良氏であったかどうかは不明である。

南北朝統合後、肥後の守護職を安堵された菊池氏による領国支配の中で、肥後北部の国人達は殆どその支配下に組み込まれた。文明一三年（一四八一）菊池重朝が守護府限府で行った万句連歌には山北対馬守邦継が、永正二年（一五〇五）の肥後国諸侍連署起請文写には山北掃部助景直が見える。いずれも国人化した山北相良氏の末裔であろう。

その後の山北氏については、前田・狩野の調査研究がある（玉東町史）。以下その紹介である。山北では菊池氏が没落する天文頃から、大友氏関係の文書が総て山北氏ではなく西安寺宛になっていること、西安寺墓地に残る板碑に享祿四年（一五三一）以降、因幡目^{さかひ}土佐目など官名を名乗る小名主たちが現れることなどから、すでに山北相良氏は没落し、人吉の相良宗家に頼らざるを得なくなったものと推定される。永祿年間には「山北大監物允」なる人物が、相良頼房に従っている（「八代日記」）。さらに文祿の役に際しては頼房の家臣として内田・高橋・山井・山北らが名を連ねている。

そして人吉山北氏の檀那寺は、相良義陽の菩提寺でもある瑞祥寺で、山北氏累代の墓地や過去帳もある。人吉に移った時、古文書や系図も所持していたと思われるが、「八代日記」永祿四年九月二十七日条に「山北大監物允方火災ナリ」とあることから、この時焼失したのではないかという。

五 おわりに

以上、西安寺五輪塔の性格や歴史的な位置を考える上で必要な歴史的な条件を、主として文書資料から検討して来た。決定的史料を欠くため、殆んど新発見を出すことはできなかった。

最後に三塔についての『玉東町史』によつて既往の研究の要点を示し、若干の私見を述べておこう。

もつとも大きい正嘉元年（一二五七）の二号塔の「相良五郎左衛門入道浄信」を始祖頼平とする点は諸説一致している。正応元年（一二八八）の三号塔の「相良左衛門入道浄□」、嘉元二年（一二三〇四）の一号塔の「相良左衛門入道浄位」は、「古塔調査録」までの研究では、ともに内田相良系の宗頼・頼重に比定して来たのに対し、田邊（『西安寺の調査』）は建立者がともに三郎左衛門であることから、三号塔の浄□も同じく浄位ではないかとする。そして両塔は形式的に差異がないとし、巨大五輪塔が鎌倉末期に流行したことから、正嘉塔も頼平自身の造塔ではなく、三郎左衛門尉が始祖の名を借り建立したものともみている。

町史編纂に当地元の前田・狩野は銘文を再検討し、正応塔の浄□は浄願ではないかとし、内田相良氏系図の一本に頼平の子として「三郎左衛門尉」が見えるところから、浄願をこれに比定し、浄位はその子である。すなわち三塔は浄信・浄願・浄位三代の塔とした。

これに対し、大城は、前引の相良庶家系図で頼平の次子頼房が三郎左衛門尉を称していることから、浄□をこれに比定する。頼房は板井と号している点の問題だが、系図で頼平の長子頼用のあとが途切れていることから、頼用

は早逝し、頼房が山北を継いだのではないか、『西安寺の調査』は、嘉元塔と正応塔とは同人物と見ているが、別人とも考えられる。年代的には頼房の子と見るのが自然であるが、頼房の子通頼は新左衛門を称しているのに、わかにかこれに当てることは出来ず、なお検討を要するとしている。

ちなみに「歴代参考下書」は板井三郎頼房を頼平の「嫡」としている（史料一七）。

各塔の造立時期は何時か。とくにもつとも早い正嘉元年塔を頼平自身の造立とみるか否かは、山北相良氏の九州下向の時期にもかかわる。『西安寺の調査』は、九州への東国御家人の下向土着が一般に蒙古襲来以降であること、三塔が形式的に大差ないこと、巨大五輪塔が鎌倉末に多いことなどから、正嘉塔は頼平自身の造立ではなく、後代の追建であろうとした。大城もまた山北相良氏の下向を元寇を契機とすると見、在地支配の開始にとつて西安寺の菩提寺化は最重要事であつたにちがひなく、おそらく下向した頼平の子（頼平はすでに在世していない）によつて比較的早期に造立された、紀年銘の正嘉元年はおそらく頼平の没年であり、造立者は早世した頼用だったかもしれない、としている。

これに対し、前川清一は同じ『玉東町史』の中で、三塔は銘文表記のいくつかの相違点からみて、同一人の作成とは考えられない、追善供養であるならば日付を書く筈である、正嘉塔と正応塔・嘉元塔の間には大きな形態上の相違があり、夫々時代を反映した標準的の五輪塔と見られる、三塔はいずれも紀年銘の年次に、それぞれ記名の当主によつて造立された逆修塔である、としている。

前川は自説の根拠として、山北郷に隣接する次の玉名市伊倉の本堂山五輪

塔群から、宇佐公長塔と公満塔を紹介している。^⑥

(一) □宇佐□□長現□□時、為臨生極樂自造□塔婆也、文應元年庚申八月彼岸日

(二)伊倉本地主宇佐公満墓、為滅罪生善決定浄土 先承久元年五月十六日死、今文應元年秋彼岸改葬

明らかに(一)は施主自身造立の逆修塔、(二)は供養塔である。両塔はともに文應元年(一二六〇)彼岸に当って造立されており、おそらくは公長が、或いは祖父に当るかもしれない伊倉宇佐氏の本主公満の四〇回忌に当り、改めて墓塔を造り、併せて自己の逆修塔を作ったものと考えられる。文應元年は正嘉元年の三年後であり、この時期前川が言うように、玉名地方では方々で大五輪塔の造立が行われていたのである。そして逆修塔は必ずしも死期が迫ってから造るものではなく、何らかの機縁で(ここでは公満墓の改葬)造立するものであった、とすれば、西安寺の諸塔をいずれも当該年に造られた逆修塔とする前川の主張は納得できる。

正嘉二年は浄信⇨頼平の没年ではなく、嘉元々年も浄位の没年でもないのである。ともにより後年まで生存したのである。

この前川の見解は、頼平以下山北相良氏にとつて、頼景からの相続以来、この山北の所領が事実上の本領であり、本格的土着の時期は不明だが、早くから積極的に所領経営に当たつたとみる私見からみても支持されるし、三塔を山北三代の塔とする見解とも整合するであろう。

注

- ①阿蘇品保夫「相良氏庶家文書について」(『社会科とその周辺』一九六二年)
- ②大城美智信・新藤東洋男著『三池・大牟田の歴史』II 荘園の発達と郷土の武士たち、大城「山北相良氏について」(『歴史玉名』一五号)
- ③玉東町『町史編纂ニュース』第二二号・二五号
- ④『玉東町史』通史編第三編第五章『石に刻んだ文字と造形』
- ⑤「相良家文書にみる「碑文」文書」(『日本歴史』三九四号 一九八一年)
- ⑥銘文の読みは本書研究編一で修正されたものを掲出した。

III
資
史
料
編

一 山北相良氏関連文書

一 関東下知狀。相良家文書

○コノ文書、紙繼目ゴトニ、裏花押「ハ……ハ」アリ。

「三郎ひやうへのささの御けちの志やう」

相良三郎兵衛尉頼重与同伯父三郎長頼法師法名 蓮佛相論条々

一 肥後國泉新庄内山井名事

右、對決之處、兩方申詞子細雖多、所詮、如頼重申者、件名者、祖父頼景法師之所領也、親父宗頼讓得之、四十余季知行之處、去嘉祿三季三月、宗頼書置讓狀并契狀、死去之間、任彼狀頼重可傳領之處、舍兄頼元濫訴之刻、安貞二季十二月本主頼景讓給頼重之時、嫡子蓮佛加判畢、而仁治二季十二月、頼重蜜懷頼元妻女之由、申付無實、令押領之云々、如蓮佛申者、宗頼未處分死去之間、頼景令配分所領於頼元頼重之時、蓮佛加判之条勿論也、如彼頼景讓狀等者、頼元頼重不和之時者、悔返件所領、長頼可知行之由載之畢、而頼重令蜜懷彼妻女之間、蓮佛所入代官也云々、爰如頼重所進頼景安貞二季十二月十七日讓狀并寬喜元季八月廿二日安堵御下文者、山井名爲頼重所領之条、無異儀歟、如蓮佛所進頼景讓于頼元安貞二季十二月十一日狀者、頼元頼重不和之時者、長頼可知行之云々、如同所進頼景讓于蓮佛同三季正月日狀者、長頼一期之間、背命之時者、山井山北内貳所々知者悔返之、可爲長頼之沙汰云々以和字 撰漢書者、如此等狀者、雖似有子細、頼重已帶御下文之處、不言上事由、私沒收之条、其科難遁歟、然則停止蓮佛之押領、頼重一向雖可領掌件山井名、蜜懷頼元妻女之間、依彼科、當名半分者所被補他人也、今半分者頼重可領之矣、次蓮佛押領當名之上、依他事致狼藉之間、所被割召所領當國人吉庄半分也矣、

一 高橋内作田參町 早瀬 小中嶋兩所畠拾余町事

右、如頼重申者、蓮佛娘者、自幻④少頼重母母堂令養育之處、父宗頼死去之後、爲蓮佛之計、宗頼勳功所領高橋内、割分之、令讓彼娘畢、而蓮佛取返件娘之上、管領所領、不及公事沙汰之条、甚自由也、早頼重母堂可領知之由、欲被仰下云々、如蓮佛申者、宗頼見存之時、可分讓彼村々之旨依申之、蓮佛所計宛也、次取返娘由事、虛言也、嫁于夫罷出之處、離別

之間、成尼畢、至于成人之時、爭可相從哉、次所領年貢者、頼重私用之、不宛給女子之間、去々季所入別代官也、於公事者、全不可懸頼重云々者、蓮佛不取返娘之由令申之上者、早可返属件娘於頼重母堂也、於所領者、停止蓮佛之知、件娘可領掌之矣、

一 多良木内 古多良 竹脇 伊久佐上 東光寺以上四箇村事

右、如頼重申者、件四箇村并田地四十町者、去建保二年頼景以自筆讓与宗頼之處、先于父令死去畢、仍頼景一期之後者、頼重可傳領之處、蓮佛令押領之云々、如蓮佛申者、件四箇村宗頼全不讓得之、彼多良木者蓮佛讓得之、給安堵御下畢、頼景讓与所領於宗頼、同申成安堵御下文之時、件四箇村不書入之歟云々、爰頼重所進頼景建保二季讓狀者、爲先判之上、不帶御下文歟、蓮佛所進安貞二季八月頼景讓于蓮佛并宗頼之狀者、爲後判之上、同季十二月安堵御下文明鏡也、彼四箇村宗頼若於讓得者、何不書入安貞讓狀哉之旨、蓮佛所申有其謂歟、早停止頼重之濫訴、蓮佛可令領掌件四箇村也矣、

一 京地綾小路 京極事

右、如頼重申者、件地者頼景讓与京女房之處、彼女房入置出舉質、欲流入之刻、宗頼請出之可知行之旨、女房令申之間、請出之畢、件證文等者、頼重傳領之處、去寬喜二季之比、蓮佛可見證文之由申之、乞取之後、所押領也、此等子細可被行起請歟云々、如蓮佛申者、件地者、以蓮佛米參拾石親父頼景買取畢、使者眞一 房字 有憚法師也、而頼景讓京女房由事、宗頼請留由事、蓮佛乞取文書由事、併虛言也、於起請文者、一人雖書之、不可及合論起請歟、其上宗頼未處分死去畢、若雖爲宗頼地、頼重爭閣嫡子頼元可領知之哉云々者、件地事、以蓮佛之直物、頼景号買取之由、不帶指手繼、不可領掌之上、遁申起請之間、旁不及子細歟、但頼重閣嫡子頼元爭可知行哉之旨、蓮佛雖申之、如頼重所進蓮佛遺平左衛門尉盛綱許七月廿七日付安貞 二季書狀者、親存生之時者、頼元仁波可預給所領之由不申之云々以和字 撰漢字者、乍書此狀、何可變詞哉之由、頼重所申有其謂歟、然則停止蓮佛之押領、頼重可令領掌件地矣、

一 損物事

右、如頼重申者、去季正月蓮佛入代官於山井名之上、頼重下人四人、百姓弥藤別當一類四人、并馬四疋、釜壹口令抑留畢云々、蓮佛申云、蓮佛不知子細、代官清元可申云々、如清元申者、彼弥藤別當一類者、清元妻女之下人也、逃失之後、不知行方處、見在山井之

間、所召取也、次釜壹口者、百姓弥藤二迹召人之間、取之畢、此外人馬全不知及之云々者、件[※]藤別當一類爲清元妻女下人否事、又其外人馬令抑留否事、仰守護所被尋究之後可有左右也、次釜壹口令取事、清元承伏畢、早可返与本主矣、以前五箇条、依鎌倉殿仰、下知如件、

寬元元年十二月廿三日

武藏守平朝臣^(北條時政)(花押)

二 關東下知狀。相良家文書

○コノ文書、紙繼目ゴトニ、裏花押^{ハナ}アリ、

尼命蓮代相良弥五郎頼氏与相良三郎兵衛尉頼重相論兩条

一 田壹町貳段事

右對決之處、如頼氏申者、件田事、寬元寶治兩度御下知明白也、而背彼御下知、命蓮分田參町内壹町貳段、爲頼重之計、居置百姓、令耕作之間、可弁所當之由、加催促之處、依不弁之、致苛法責之刻、寶治二年九月十七日擲取政高所從二人畢、其内一人^{字源太}、於鎌倉擬令賣買之間、同十二月廿三日迹來頼氏之許畢、背二箇度御下知之条、狼籍也、於田壹町貳段事者、任兩度御下知狀、欲蒙御成敗、至所從事者、有尋御沙汰、欲被行所當罪科云々、如頼重申者、於名田者、任彼御下知狀、命蓮知行所領之上、令居住養母^{頼重}、何可有違背御下知之儀哉、而忽改母子之儀、命蓮成敵對之上、母尼廿餘年耕作來島仁令居置年來下人之處、寶治二年九月比、以卅餘人之勢、切壞母尼下人宅、令擲置下女一人云々、其子細見守護所并預所返狀、爭無狼籍之咎哉、次擬賣買下人由事、彼奴者爲狼籍張本之間、爲被尋聞食、母尼依令進上件下人、以彼申狀、頼重寶治二年十一月比令付武藤左衛門尉畢、件男迹失之間、相尋之處、頼氏許有之云々、注載^名副進畢、爭可擬賣買哉、所詮母子敵對事、御式目分明也云々、如頼氏申者、不違背御下知由事、虛誕也、寶治二年十一月十二日夜、以頼重代官小藤二并定使伴藤、令取作毛畢、不押領件田者、爭如然可致沙汰哉、次擲取女一人由事、不可弁件田所當於命蓮方之由、以小藤二被相觸之間、不及力之由、作人依令申、爲身代令取女壹人畢、次切破母尼下人宅之条、見守護并預所返狀云々、件田者爲命蓮所領内之条、頼重承伏之處、何母尼耕作之由可申之哉、且切破下人宅事、虛誕也、又守護并預所返狀事、就上御尋不申子細之間、不足證文敷云々、如

頼重申者、夜中苅取由事、虛誕也、且母尼下人耕作之間、可弁所當之由、加下知畢、次島事、爲命蓮所領内之条、勿論也、雖然、可優如母尼之處、命蓮押取之、令苅取之条、無其謂云々者、命蓮分早瀬小中嶋者、寬元寶治兩度命蓮蒙御成敗畢、而押作件田之条、無其謂、所詮彼壹町貳段田事、命蓮不可有相違、此上猶令違背御下知者、可被處罪科也、次或擲取下人、或切破宅由事、爲枝葉之上、爲相爭狼籍歟、仍不及御沙汰矣、

一 被押懸命蓮分所當公事由事

右、如頼重申者、高橋郷者爲半不輸之地、云國方所當公事、云八幡宮寺所當公事、勤仕兩方所當公事者也、爰命蓮分早瀬小中嶋者、爲當郷内之間、同所勤仕兩方所役也、而命蓮一向不致其沙汰之間、依被押懸頼重、令弁勤彼跡所當公事之条、難治之次第也云々、如頼氏申者、當郷者、以同日讓狀、面々被配分畢、仍無惣領輩、何可被懸命蓮分所當公事哉、但、頼重押領彼兩村之間、其間所當弁勤之歟云々、如頼重申者、彼兩村全不押領之、命蓮事可見沙汰之由、母尼令申之間、隨分不見放之、仍所當公事間事、頼重所致沙汰也、但寶治二年分云、八幡宮寺加徵米并國方所當米云、同年冬祭命蓮不致其沙汰之間、所訴中也云々、如頼氏申者、去年所當米同年冬祭事、命蓮代官則澄可弁申云々、如則澄申者、爭不弁件所當哉、但則澄去年九月十六日出國間、濟否事不知之、可相尋也、次同年冬祭事、爲巡役、仍去年冬祭者非命蓮役之間、所不勤仕也云々者、去年所當米事爭可有對捍哉之由、則澄令申之上者、不及子細歟、且遂結解、有未進者、可令究濟之、但、頼重非指惣領之仁、不可懸命蓮分所當公事之由、頼氏所申非無其謂歟、次冬祭事爲巡役云々、然者、守彼巡可勤仕之矣、

以前兩条、依鎌倉殿仰、下知如件、

建長元年七月十三日

相模守平朝臣^(北條時政)(花押)

陸奥守平朝臣^(北條重時)(花押)

三 肥後國山西北安寺石堂碑文。相良家文書

〔肥後國山西北安寺石堂碑文〕

二男山井村高橋村

相良宗頼領地山鹿郡十三丁内田村杉村^{六丁}

山下村小原村玉石郡之内野原^{六丁}

内大嶋村赤崎村山田村六丁^{三丁}

筑後國高橋村大塚村三十三丁

豊前國菊郡肥前之寺井

求广郡人吉知行

相良三郎長頼嫡子

遠州より兄弟三人 三男領地山北郷屋氣村^{三十五町}

同鎮西下向相良頼平板井村筑後三池郡^{三十三丁}

玉村今村山崎村中浦村^{六丁}

四 中院定平(?)御教書。相良家文書

相良兵庫助定頼一族等令同心、近日可舉義兵之上者、本領遠江國相良庄、肥後國球磨郡人吉庄北方、同國山北郷、幡磨園須河庄、任殊功、爲恩賞、可令申沙汰之狀如件、
(花押)

正平貳年十一月十二日

五 石清水八幡宮文書目錄

○石清水文書(石清水御宮事裏文書)

第六 天鉢正文「卷物」

乙一通 保元三年十二月、宮寺庄園領家預所下司公文等子孫断絶所々、永停止異論、

可付本所 宣旨、

一通 同二年三月、宮寺所領末宮末寺公驗由緒、依宣旨注進狀「三年宣旨乞文案」

一通 文治三年九月、依河内国大江御厨司等訴訟、被停止宮寺之雜役 宣旨、

一通 安元々年十二月、水成瀬御供田并西山極楽寺領山城国散在田島等、可停止業

盛之横妨 院广御下文、

一通 保元々年十二月 小谷・塩田・隅田・淀・川原崎庄等、文清早可弁濟年貢之由 宣旨、

一通 正治元年八月、船曳・有井庄等、雖檢校入滅之後、可爲後房沙汰之由、宮寺下文案、

一通 同八月、船曳庄司勤本役注文、

一通 同八月、有井庄同注文、

一通 始依平家追討之悦、被進砂金、又河越庄間事、將軍家消息、壽永三年河越庄間事 宣旨、

一通 壽永三年、河越庄間事 宣旨、

一通 山鹿北郷被付寄進狀將軍家消息

一通 元曆二年八月、肥後国安富領内山鹿北郷百丁將軍家寄文、

一通 永曆元年四月、地老所一町被寄進宮寺 院丁御寄文、今八案寄跡也、

一通 前下野守源義家加判狀伊与入道出畢八幡寄人契狀

○本文書の「...」は朱合点、~~~~~は見せ消子である。

六 少貳(武藤)資能請文。菊大路家文書

謹請

御教書事

右、去年閏七月八日 御教書、今年正月廿六日到來備、八幡宮領肥後國高橋庄預所好

秋申、名主相良左近入道子息等并三郎左衛門尉致條非法由事、檢校宮清法印申狀^{副具}

遣之、如狀者、打止儉注、抑留年貢間、可被中分云々、早令尋成敗、且可令注進之狀、

依仰執達如件者、件中分事、任被仰下候之旨、且致沙汰、且爲令注進言上候、故相良

左近入道佛阿子息二郎公頼、同舍弟三郎頼泰并三郎左衛門尉頼重等可令上府之由、相

觸候處、如公頼之返狀者、好秋訴申條々沙汰之間事、非一身事、各別地頭等上府之時、

同時令上府、可明申之旨、乍載狀候、終不令上府候、賴泰者、又參上 關東之間、不及返狀候、如賴重之返狀者、依旁訴訟、差日限、給召文之間、依可令參上於 關東、可明申之旨、載狀候之間、賜 御教書之請文、重可令言上之由、好秋所令申候也、仍公賴返事一通、賴重返狀一通、謹以進上仕候、子細各見狀候歟、且所被副下 御教書候之檢按宮清法印申狀具書等、同副進上候、以此旨、可有御披露候、資能恐惶謹言、

弘長三年六月廿九日

太宰少貳藤原資能□□

進上 清左衛門尉殿

七 筑後国守護所直人注進目錄 ○日向田部文書

(前欠)

三瀨庄白垣村内彌二郎宗平田島在家事

如建長三年當村惣取帳者、

田三拾四町壹段壹丈中云々、

如弘長三年同村惣取帳者、

田貳拾三町八段四丈云々、

如當庄惣公文代助房・慶辨文永十一年六月十三日注文載起者、請詞者、

田三拾四町壹段壹丈中建長三年檢注帳分

田貳拾三町八段四丈弘長三年檢注帳分

此條、雖爲惣村兩年取帳、爲領家帳之間、依年不同也、且宗平親類等分差別不分明云々、

如本地頭宗平同年五月日注文者、

宗平被召上分

田地拾八町九段内本田拾六町五段新田貳町四段

此外七段内鎮守祭田三段前守護代景基實檢時出田四段、又荒野在之、

在家廿字内本在家拾四ヶ所新在家六ヶ所

田數九拾三町六段□□内

彌富名内 三拾貳町四段三丈賴持分

同 名内 三拾壹町□□

同名號彌丸 九町□段賴持分

已上七拾三町九段貳丈云々、

畠數如凶師・公文注文者、增三町、如賴持等注文減三町歟矣、

一 同彌富名畠地在家事

如凶師・公文等同注文者、自領家方不遂檢畠之間、□及員數云々、

一 如田所同注文者、

前武州御給分

彌富名内在家拾ヶ所

倉永名内在家五ヶ所

已上拾伍ヶ所元賴國分、畠地員數不分明云々、

如賴持・賴行同注文者、

前武州御給分

彌富名内在家九ヶ所見地四丁柒段貳丈

倉永名内在家九ヶ所見地三町六段貳丈

已上拾八ヶ所元賴國分云々、

右、如田所注文者、減三ヶ所、如賴持等注文者、增三ヶ所歟矣、

一 彌富名内讓漏地事

如凶師・公文同注文者、子細不分明歟、

如田所同注文者、

前武州御給分

彌富名内在家拾八ヶ所此園内外田地少、在之、員數不分明、

同山海分 一 所□□員數不分明

一 所長葉山北海山并津口分限不分明歟、

如賴持・賴行内注文者、

如賴持・賴行内注文者、

前武州御給分

彌富名内元頼田地貳拾町壹段貳丈以之号讓

右、件讓漏地事、如田所注文者、於島地員數者不分明、可被披見賴持・賴行所帶賴平讓狀（和題）云々、如賴持・賴行注文者、以賴持・賴行讓狀内島地在家等讓漏之由、田所所掠注也、賴持・賴行分島地在家事、如讓狀者、不差其界、彼狀兩通并安堵御下文案副進云々、但件島地事、縱雖有增減、不可爲廣博儀欺之由、粗所承及也矣、

一 彌富名内福丸簀北手謂簀者、海中立二簀、漁魚鱗、事

如凶師・公文同注文者、謂福丸簀北手者、指非田島、以海中簀号福丸、而南手者讓賴持、北手者讓賴國之處、賴國分北手者、前武州御給也、然而如當時者、南北共池田村地頭神兵衛尉實景致□□之内、□注文□□

次簀得分事、云魚云貝、共地頭分之由、雖承之、不知員數云々、

□□所同注文者、福丸簀北手事、非田島之地、以簀 南北手稱福丸、而南手者賴持讓得之、北手者爲賴國之分之處、今者前武州御給也、但彼南北手自兩方不立簀之間、南北共池田村地頭實景當知行也、

次簀得分事、云魚云貝、地頭分也、假令、一年中賣買直法、不過壹・貳貫文欺云々、如賴持・賴行同注文者、福丸簀北手者賴國分、南手者賴持分也、而南北共池田村地頭實景非分押領也、

次謂海路口者、下彼簀取海藻事也、云簀、云海□、實景同押妨之、次津新者、壹人別錢拾文也、又出歲末者、人別筵壹枚取之、其員數不定云々、右、福丸簀次第粗如斯矣、

此外八幡宮敷地貳ヶ所云々、

如白垣丹藤二入道西信後家尼念阿同五月日注文者、

念阿分

田地壹町七段内本田壹町四段 新田三段

屋敷貳ヶ所本在家壹字 新在家空閑壹字

同西信妹木室女分

田地貳段氏女死去之間、今者宗平子息宗實領知之云々、

如白垣十郎氏明同月日注文者、

氏明分

田地壹町内本田七段 新田三段

屋敷壹所

如高良權大官司實員女子虎石同月十六日注文者、

虎石分

田地貳町五段内荒野開發壹町、馬上免三段、本田壹町貳反

在家四字内式字者地藏堂免、

已上田地五町四段内本田三町五段、新田壹町、免田□、在家

七字内本在家四字、□在二云々、家壹字、堂免貳字

如井田二郎左衛門入道蓮信甘繩女房 御給分 同年六月十四日注文者、

白垣本名分 田貳拾町六段壹丈

屋敷廿字此内現在家五ヶ所、田地貳町六段内島地四段半云々、

如同蓮信所進文永八年十二月廿九日政所御下文者、

白垣村二分宗平分田數拾八町九段云々、在家廿字

右、如蓮信注文者、增田壹町七段壹丈、如宗平注文者、減除親類分定田地壹町壹丈加余田七段定、如宗平親類等注文者、增田五町四段・在家七字之由、所見也、而此增田在家事、蓮信者則可爲甘繩女房御給内之由申之、宗平親類等者、又雖未帶御下文、爲各別之旨稱之矣、

文永十一年七月一日

守護所直人上

八 筑後国守護大友頼泰請文。日向田部文書

筑後國三毛庄内彌富名福丸簀北手、讓渡三瀨庄白垣村内彌二郎宗平田島在家事、如御教書者、可召進件所取帳目錄、無彼狀者、可加檢見云々、仍爲尋沙汰候、頼泰下國候之處（和題）田島在家等員數、如古取帳者、新本地頭分難別候之間、惣庄沙汰人并新本地頭方及守（和題）所直人注文目錄、謹進上之候、但面々注文增減候之條、定御不審相貽候欺、雖然、相論事者、可（和題）明之由、依不被仰下候、無左右、不能其儀候、□注文等者、增減之違

目不幾候之故、大概之分限、就此文書、定有御賢察候歟之由、且注進、（頁力）可究淵底候者、可隨重御定候、以此趣、可洩御披露候哉、頼泰恐惶謹言、

文永十一年七月一日

前出羽（大友頼泰）

九 相良聖圓讓状写。豊西説話（南遺九〇）

讓与養子又千世丸所

筑後国三池庄北郷山本村内十二條三甲三十二北里九段式丈、同三十三坪四段式丈號高、木

同四甲八坪内壹段壹丈龜山揚下元念性給内已上壹町五段讓与所也、かの地にをきては聖圓

さうてんちぎやうさ相違ほいなきもの也、しかるに永代をかきりて、たのさまたけなくちきやうすへし、仍讓状如件

建武元年七月廿二日

沙彌聖圓前出羽判

一〇 沙彌聖圓讓状写。相良庶家文書写（南遺三三七八）

讓与 孫子鶴寿丸所

筑後国三池庄北郷内尾尻山本村内田地式町參杖屋敷壹所有坪付別格安行名參分壹地頭職事

右所々者、所孫子鶴寿丸讓与也、但公家武家御公事者 随分限可令勤仕也、仍讓状如件

貞和三年十月八日

沙彌聖圓（花押影）

一一 足利直義下文写。相良庶家文書写（南遺二四七六）

（花押影）

下 相良鶴寿丸前出羽

可令早領知筑後国三池北郷内尾尻山本村内田地式町參杖・屋敷壹所・安行名

參分壹地頭職事

右、任祖父頼貞法師法名去年十月八日讓状、可令領掌之状如件

貞和四年五月廿七日

一二 足利直冬軍勢催促状写。相良庶家文書写（南遺二七二二）

爲誅伐一色少輔太郎入道々猷以下野心輩等、所差遣吉見四郎頼甫也、可致忠節之状如件

貞和六年三月廿四日

（花押影）（足利直冬）

相良孫次郎殿

○この吉見三郎頼甫は南遺では頼房

○相良孫次郎を南遺は「定長」に比定するがこれは誤り。阿蘇品は山北相良氏筑後系の聖圓の子で鶴寿丸頼員の叔父惟敏に当てる。

一三 相良永頼言上状写。豊西説話（南遺二八七二）

筑後国相良弥六永頼謹言上

欲早任傍例下賜安堵御下文全知行當龜山内本村田畠・屋敷・山野海并三原西田地壹

町五段屋敷壹所地頭職事

右件地頭職永頼重代相傳當知行無相違之地、然早下賜安堵御下文、備後代爲知行言上

如件、

貞和六年十月八日

足利尊氏マ御裏文

任此状可令領掌、若構不実者、可處罪科之状如件

貞和六年十一月十二日

判（前出羽）

一四 今川仲秋書状写。豊西説話

相良六郎左衛門入道申、筑後国三池北郷弥富名内外知行事、安堵之上者、退當給人小

倉矢部少輔代官、可被聞進請取状者也、恐々謹言

永徳二年八月五日

仲秋判

長瀬美濃守殿

○六郎左衛門尉は大城は本村貞頼（孫六入道永頼カ）の子頼春と推定。

一五 後光厳天皇口宣案写。相良庶家文書写（南遺三八六九）

大炊御門中納言

延文元年六月三日 宣旨

藤原頼貞

宣任中務丞

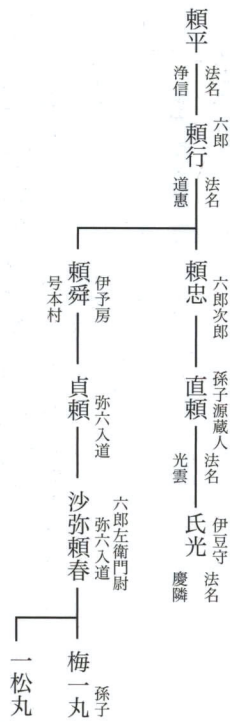
藏人勘解由次官平行知

一六 弥富名龜山相伝次第。相良庶家文書写

筑後国三毛北郷弥富名龜山相伝次第

系図

相良五郎左衛門尉



一七 歴代参考下書一

廿一、長頼公御舍第銘々ニ名字御名のり被成候、

二男山井四郎宗頼 号内田相良

息高橋左近将監頼元、次男内田次郎四郎頼重

三男山北五郎左衛門尉頼平

嫡 坂井三郎頼房

二 山本五郎頼持

三 龜山六郎頼行

四 佐原六郎頼忠

五 河馳七郎頼綱

六 小藤次 長綱

御文書

一、御文書雜反古ノ内ニ在之写

嫡子求二人吉知行相良三郎長頼

縦遠州兄弟三人鎮西下向

建久 年戊午

二男 相良宗頼領知

山井村 高橋村

山鹿郡 内田村 杉村

山下村 小原村 玉名村

野原村 大嶋村 赤崎村

山田村 筑後国 高橋村

大塚村 豊前国 菊郡

肥前国寺井

相良頼平領知

山本郷 屋気村 板井村

筑後国 三池郡 玉村

今村 山崎村 中浦村

一、長頼公者建久九年戊午年肥後国球磨御入部、建長六年寅甲御逝去、御治世五十七年

二 国指定重要文化財の五輪塔一覧

	名 称	所在地	年 号(西暦)	備 考
1	釈尊院五輪塔	岩手県	仁安4年(1169)	年代が明らかなものでは、最古銘
2	五輪塔	大分県	嘉応2年(1170)	一石五輪塔 風輪上半分欠損
3	五輪塔	大分県	承安2年(1172)	一石五輪塔 地輪四隅に面取
4	五輪塔	福島県	治承2年(1181)	風空輪を欠損
5	五輪塔	奈良県	平安後期	水輪が壺型
6	東大寺五輪塔	奈良県	鎌倉前期	三角錐の火輪(重源関係)
7	文永寺五輪塔	長野県	弘安6年(1283)	石室内に安置
8	五輪塔	大分県	弘安8年(1285)	一石五輪塔
9	安楽寿院五輪塔	京都府	弘安10年(1287)	
10	五輪塔	京都府	承応5年(1292)	風空輪は後補?永仁・永禄の追銘あり
11	五輪塔	神奈川県	永仁3年(1295)	虎御前の墓との伝承あり
12	五輪塔	神奈川県	永仁3年(1295)頃	曾我兄弟の墓との伝承あり
13	五輪塔	神奈川県	永仁3年(1295)頃	曾我兄弟の墓との伝承あり
14	額安寺五輪塔	奈良県	永仁5年(1297)	
15	額安寺五輪塔	奈良県	永仁5年(1297)	
16	五輪塔	神奈川県	乾元2年(1303)	
17	額安寺五輪塔	奈良県	嘉元元年(1303)	極楽寺忍性の骨を分骨した骨蔵器を納入
18	石塔寺五輪塔	滋賀県	嘉元2年(1304)	
19	浄光寺五輪塔	神奈川県	嘉元4年(1306)	多宝寺覚賢の舍利壺を納める
20	極楽寺五輪塔	神奈川県	延慶3年(1310)	関東の標準的な五輪塔
21	一乗寺五輪塔	兵庫県	元亨元年(1321)	各輪とも四面に種子を刻む
22	圓成寺五輪塔	奈良県	元亨元年(1321)	
23	乗禅寺五輪塔	愛媛県	正中3年(1326)	
24	額安寺五輪塔	奈良県	嘉暦元年(1326)	極楽寺三世善願の骨蔵器を納入
25	極楽寺忍性塔	神奈川県	鎌倉後期	極楽寺開山忍性の墓
26	岩船寺五輪塔	京都府	鎌倉後期	
27	石清水八幡宮五輪塔	京都府	鎌倉後期	最大級の五輪塔
28	五輪塔	京都府	鎌倉後期	
29	五輪塔	京都府	鎌倉後期	
30	岩手寺五輪塔	愛媛県	鎌倉後期	源頼義の供養塔
31	五輪塔	愛媛県	鎌倉後期	
32	五輪塔	愛媛県	鎌倉後期	
33	五輪塔	愛媛県	鎌倉後期	銘文有るも風化して読めず
34	額安寺五輪塔	奈良県	鎌倉後期～室町前期	風空輪を欠損
35	額安寺五輪塔	奈良県	鎌倉後期～室町前期	風空輪は別の五輪塔のもの
36	額安寺五輪塔	奈良県	鎌倉後期～室町前期	
37	石塔寺五輪塔	滋賀県	貞和5年(1349)	
38	薬王院五輪塔	石川県	室町前期	各輪とも四面に種子を刻む
39	泉橋寺五輪塔	京都府	室町前期	
40	室生寺五輪塔	奈良県	室町前期	
41	乗禅寺五輪塔	愛媛県	室町前期	空輪は後補
42	乗禅寺五輪塔	愛媛県	室町前期	風空輪は後補?
43	乗禅寺五輪塔	愛媛県	室町前期	風空輪は後補
44	圓證寺五輪塔	奈良県	天文19年(1550)	
45	輪王寺慈眼堂廟塔	栃木県	江戸初期	天海僧正の墓

※西安寺五輪塔

	名 称	所在地	年 号(西暦)	備 考
	一 号 塔	熊本県玉東町	嘉元2年8月日(1304)	遠江国住人相良三郎左衛門入道浄位
	二 号 塔	熊本県玉東町	正嘉元年8月日(1257)	遠江国住人相良五郎左衛門入道浄信
	三 号 塔	熊本県玉東町	正応元年7月日(1288)	遠江国住人相良三郎左衛門入道浄口

三 西安寺および山北相良氏略年表

元号	西曆	月日	事項
寿永元	一一八四	四・五	頼朝、平頼盛に没官領一七か所を返付
元暦二	一一八五	八	頼朝、山鹿北郷安富領百町を石清水社に寄進
文治元	一一八五		相良頼景、山井・山北を領知するか
文治二	一一八六	六	平頼盛没
建久三	一一九二		球磨御領の片寄
建久四	一一九四		頼景、多良木に下向と伝う
建久八	一一九七	閏・六	建久岡田帳作成
建久九	一一九八		相良長頼、球磨下向と伝う
元久二	一二〇五	七・二五	長頼、人吉莊地頭となる
建保二	一二一四		頼景、次子宗頼に多良木四か村四十町を譲る
承久三	一二二一	五	承久の乱(宗頼勲功賞地高橋を得るか)
嘉禄三	一二二七		宗頼死去
安貞二	一二二八	八	頼景、所領を譲り直す
安貞三	一二二九	正	頼景から頼元への譲与
寛喜元	一二二九	正	頼景から頼重への譲与
延応元	一二三九	八	頼景、蓮仏(長頼)の惣領権を確認
仁治二	一二四一		頼重の山井領有が安堵される
仁治三	一二四二	正	西安寺建立と伝う
寛元元	一二四三	正	蓮仏、頼重が頼元妻を密懐したとして惣領権を発動
寛元二	一二四四	八	蓮仏、山井に代官を入れる
正嘉元	一二五七	八	頼重と蓮仏の相論へ関東下知状
弘長三	一二六三	六・二九	蓮仏、人吉莊北方を没収される。頼重も所領半分を没収される
			五輪塔(二号塔)「当時大檀那相良五郎左衛門入道浄信」
			高橋莊をめぐる訴訟への少弐資能請文(石清水文書)

文永八	一二七一		幕府、鎮西に所領を持つ御家人に下向を命ず(小代文書)
文永一一	一二七四	七・一	築後国守護所直人注進目録、筑後守護大友頼泰請文、筑後三池莊北郷についての「頼平讓状」のこと見ゆ(日向田部文書)
正応元	一二八八	七	五輪塔(三号塔)「当寺大檀那相良三郎左衛門入道浄□」
嘉元二	一三〇四	八	五輪塔(一号塔)「当寺大檀那相良三郎左衛門入道浄位」
建武元	一三三四	七・二三	五輪塔(六号塔)「六波羅住諸岡三郎左衛門入□沙弥定智墓」
貞和三	一三四七	一〇・八	沙弥聖圓、養子又千世丸に三池北郷山本村の三箇所を譲与
貞和四	一三五〇	五・七	沙弥聖圓、孫子鶴寿丸に山本村内の田地を譲る
貞和六	一三五〇	三	右を足利直義安堵
貞和六	一三五〇	三	足利直冬、相良孫次郎(惟敏力)に出陣を求む
貞和六	一三五〇	三	相良永頼、龜山内本村等を足利直冬に安堵される
永徳二	一三八二	八	今川仲秋、三池北郷弥富名を相良左衛門入道に返付するよう命ず
大永七	一五二七		円台寺との境論文書
享禄三	一五三〇		志賀殿との境論文書
永禄三	一五六〇		円台寺との境論文書
永禄五	一五六二		龍造寺氏進入
天正八	一五八〇		島津氏侵入
天正九	一五八一		豊臣秀吉九州制圧
天正二五	一五八七		西安寺炎焼(白山宮旧記)
慶長二	一五九七		西安寺再建(白山宮旧記)
寛文四	一六六四		

IV 編集後記

西安寺五輪塔群は、昭和三八年に田邊哲夫氏を調査委員長として坂本経堯・松本雅明・堀内清治・牛島盛光氏などの当代一流のメンバーで調査がなされ、その調査研究の成果は、昭和四二年に熊本県教育委員会から『熊本県文化財調査報告書第八集』として刊行された。その成果により、昭和四七年六月二二日に熊本県指定重要文化財「西安寺の五輪塔群 附板碑群等」として指定された。また、隣接する建物跡の遺構についても同時に「西安寺跡」として県指定史跡となった。その後、平成に入ると玉東町では『玉東町史』編纂がはじまり、私も金石文の分野で参加し、その成果は、平成五年『玉東町の仏神像・石造物』、平成七年『玉東町史』通史編に収録された。

これらの事業により研究の進展が見られたが、西安寺五輪塔群については、一部解釈の分れるところとなり『玉東町史』には、両論が併記されている。

このたび玉東町では、その後の調査研究に基づく新たな研究成果をまとめ、遺跡・遺構の保存活用に取り組むこととなり、前川がその取り纏めを行うこととなった。なお、中世の板碑群については、既往の研究にゆずり今回は五輪塔に的を絞った。

狭川真一氏には、全国的視野に立ち西安寺五輪塔群についての形態的な面から検討していただいた。朽津信明氏には、石材の硬度による分析を行っていただいた。中世史の専門家である工藤敬一氏には、五輪塔を建立した山北相良氏の説明に取り組んでいただいた。なお、筆者は一号塔から三号塔が墓塔ではなく、生前に建立された逆修供養による造塔であること、また、建物遺構から推測できる建物のイメージを、新たに提示した。

これらの論考により、特に五輪塔群のなかの一号塔から三号塔については、わが国における五輪塔の形態や歴史を考える上で、欠かすことのできない貴重な文化財であることが判明した。今後、文化財として相応しい価値付けが行なわれるよう、期待するものである。本書が、正しい歴史理解をすすめる西安寺五輪塔群が郷土の至宝として広く周知活用され、より安全に後世へと引き継がれるよう、環境を整えることへの布石となれば幸いである。

町では、西安寺五輪塔群について、景観に配慮した整備や、石材自体の保全と活用を目的とする委員会の設置、啓発のためのシンポジウムの開催等が検討されている。

さいごに、時間の制約された中でご多忙にもかかわらず快くご協力いただきました執筆者の各氏に、心から御礼を申し上げます。

前川 清一

執筆者(アイウエオ順)

朽津 信明 (東京文化財研究所 主任研究員)

工藤 敬一 (熊本大学 名誉教授)

狭川 真一 (元興寺文化財研究所 研究部長)

前川 清一 (熊本県立教育センター 教科研修室長)

協力者(アイウエオ順・敬称略)

阿蘇品保夫・池田 朋生・相良 孝子・田尻 孝夫

狩野 昭巳・前田 重治

玉東町事務局

玉東町教育長

小柳 俊介

玉東町教育委員会事務局長

徳永 博

玉東町教育委員会審議員

清田 祐幸

玉東町教育委員会

藤本 一之

玉東町文化財保護委員

児玉 博

玉東町文化財保護委員

前田 重治

玉東町文化財保護委員

狩野 昭巳

玉東町文化財保護委員

児玉顕太郎

玉東町文化財保護委員

東原 重則

『肥後国西安寺五輪塔群』

平成一九年三月三〇日 発行
平成二〇年二月 一日 二版

発行 玉東町教育委員会

熊本県玉名郡玉東町白木一―一
電話〇九六八―八五―三六〇九

印刷 株式会社 有明印刷

熊本県玉名市寺田一―三三―一
電話〇九六八―七三―二〇五五

